

令和6年9月9日 議案審査（総務建設分科会・委員会）

開会 午前 9時57分

○書記（瀬々 君） それでは、これより、定刻より少し早いですけど、始めさせていただきます。互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。ご着席ください。

それでは、分科会長よりご挨拶お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。少し早いですが始めさせていただきます。決算と補正予算とありますので、また迅速なる審議のご協力をよろしくお願いいたします。

以上とさせていただきます。

○書記（瀬々 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行につきましても、分科会長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第61号 令和6年度菊川市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務建設分科会所管に係る項目を議題とします。

基本条例第11条第1項に「議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない」と定められていることから、今回の審査でも、質疑よりも自由討議を充実させるよう合意形成した内容にて、基本条例第11条に基づく分科会報告書にしたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視していくため審査内容を精査し自由討議の記載を充実し、報告でも自由討議の読み上げを行います。

また、9月25日の予算決算委員会では、委員会での審査内容を確認するための質問をすることがないよう、分科会の会議録を作成でき次第、周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行ってないものとなりますので、確認資料として取り扱いいただくようお願いいたします。質問が当日で内容のほうが出た場合には、会議録にて質問してくださいと

回答させていただきます。

それでは、質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。委員は、通告順に質疑を行うようお願いします。発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきり大きな声で発言するようお願いします。議員個人の意見につきましては、自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、9月25日予定の本会議予算決算委員会にて採決を行います。

初めに、消防本部の審査を行います。八木消防長、所管する課名等を述べてください。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。本日の補正予算をよろしくお願いします。

消防本部からは警防課、消防総務課、消防署からになります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。それでは、質疑を行います。事前質疑はありませんんですよね。消防本部について質疑のある委員は挙手にてお願いします。

説明資料で、タブレットだと93ページ、紙だと91と、その次の92で、今回も東名高速道路の救急支弁金の確定の財源組替えと、あと化学消防ポンプ車の債務負担行為の2件だと思うんですけど、それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに何かなければ、この内容で質疑ある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ないということではよろしいですかね。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

じゃあ、以上で消防本部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

続きまして、総務部の審査を行います。中川総務部長、所管する課名等を述べてください。中川部長。

○総務部長（中川敬司君） 総務部長です。所管する課は総務課と地域支援課の2課になります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員からの質疑を行います。事前通知を提出された委員は挙手の上、通告一覧順に質疑を行って

くださいということで、松本委員から。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。2款1項1目職員給与費、予算書のページ数は15ページ、説明資料は6ページです。少しここに質問内容が書かれているのは、10か所以上ということになっているんですけれども、調べてみると、時間外手当は12部署になっているかと思うんですけれども、1,700万円が増額されています。増額理由には、今年度の人事配置や過年度の決算状況を踏まえ不足が見込まれるとあるが、当初予算策定時業務評価データ等も活用し、1事業ごとに積み上げて算定されているかと思います。各項目ごと予算のどこがどう変わっての補正なのか、説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えいたします。

初めに、ちょっと2月議会でもご説明させていただきましたけれども、時間外勤務手当の積算につきましては、当初予算編成の時点では各部署に配置される職員の人数とか年齢構成等が定まってない状況にありまして、予算確定の時点でまだ決まってないものですから、時間外勤務手当の積算に当たって、その当該年度の、今回で言えば令和6年度の事業量に見合った時間外勤務の時間数、金額というのを正確に見込むということはちょっと困難であるので、事業量に対してその手当ををするという事は難しい状況でありますので、その点はちょっとお含み置きいただきますようお願いいたします。

では、順に説明をさせていただきます。

最初に、2款1項1目14職員給与費、総務課・一般管理費、80万円の増額ですけれども、こちらは新規採用職員、時短勤務職員の配置など職員構成の変化、それから県知事選挙が急に決まって執行したという関連で通常業務を繰り延べて対応したというような状況を踏まえて、補正をするものでございます。

次に、2款1項1目17職員給与費、財政課、200万円の増額ですが、令和5年度決算の状況、あと時短勤務職員をこちらにも配置しております。あと財政係職員の配置替えの状況など職員構成の変化などを踏まえて、補正をさせていただくものです。

次に、2款1項1目21職員給与費、危機管理課・一般管理費、250万円の増額ですが、令和5年度の決算状況、新規採用職員の配置など職員構成の変化などを踏まえて、補正をさせていただくものです。

次に、2款3項1目4職員給与費、市民課・戸籍住民基本台帳費、100万円の増額ですけれども、令和5年度の決算状況、新規採用職員の配置など職員構成の変化、あと自治体情報シ

システムの標準化等への対応に伴う業務量の増加などを踏まえ、補正させていただくものです。

次に、３款１項１目８職員給与費、市民課・社会福祉総務費、20万円の増額ですが、新規採用職員の配置や病気休暇取得職員の発生など職員構成の変化などを踏まえ、補正させていただくものです。

次に、３款１項１目９職員給与費、福祉課、200万円の増額ですが、令和５年度決算の状況、新規採用職員、時短勤務職員の配置など職員構成の変化、あと給付金業務への対応を伴う通常業務の繰延べ対応などを踏まえて、補正をさせていただくものです。

次に、３款１項１目10職員給与費、長寿介護課、150万円の増額ですが、令和５年度の決算の状況、新規採用職員、時短勤務職員の配置、正規職員の採用人数の不足による会計年度任用職員の配置といった職員構成の変化などを踏まえて、補正をさせていただくものです。

次に、３款２項１目15職員給与費、こども政策課、100万円の増額ですが、令和５年度決算の状況、新規採用職員、時短勤務職員の配置、年度途中から育休となる職員の発生といった職員構成の変化などを踏まえて、補正をさせていただくものです。

次に、４款１項７目２職員給与費、健康づくり課・保健師設置費、100万円の増額ですが、令和５年度決算の状況、新規採用職員、時短勤務職員の配置といった職員構成の変化などを踏まえ、補正させていただくものです。

次に、８款１項１目３職員給与費、建設課・土木総務費、100万円の増額ですが、令和５年度決算の状況、新規採用職員の配置といった職員構成の変化などを踏まえ、補正させていただくものです。

次に、９款１項１目８、消防本部・常備消防費、250万円の増額ですが、令和５年度決算の状況、本年度の出動状況などを踏まえ、補正させていただくものです。

次に、９款１項４目６、災害対策・水防費、150万円の増額ですが、令和５年度決算の状況などを踏まえ、補正させていただくものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。今、各課ごとに説明をいただいたんですけどもね、この9月に補正する額、当初予算と比較して大分大きいんじゃないかということが一目瞭然であるわけですね。例えばでありますけれども、310万の予算計上の中、200万円の補正と、いわゆるこういう状況になっておるものですからね、予算の原則そのものがあるわけでありまして、やっぱり当初の予算を基本的にもう少し上げるべきじゃないかなと、いわゆる時間

外の手当を。そうでなければ、こんなに9月の時点で上がってくるというのがね、見受けられてないんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうかね、その点について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員おっしゃるとおり、当初予算の段階で計上している額がちょっと足りていなかったというところは反省点としてございまして、各年度の決算状況を見ていくと、ちょっと令和6年度に計上した金額だと厳しいかなというところはあります。というふうなことで、ちょっと今回補正させていただいているような科目もあるものですから、ちょっとその点は来年度の当初予算を組むときには、それらをちゃんと反映したものとさせて予算編成のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、総務課長のほうから、そのような答弁があったんですけれども、いろいろケース・バイ・ケースでね、やはり自然の減少、こういったものの関係で多くなるケースもあるでしょうし、そういう僕が言っていることも全て正しいということじゃないと思いますけれども、やはりそういった見方をするのが本来だと思うんですよね。あまりにもずっとこのような状態が続いていったものですからね、ある程度やっぱり総務課の予算担当として考えるべきは、当初予算へつけて、なるべく補正の額を減らすような仕組み、こういったものが必要になるんじゃないかなと思ひまして、質疑をさせていただきました。

また、この関係については、予算のときにも総括的質疑ということで僕のほうから質疑をさせていただいて、いろいろな課題もあるでしょうけれども、やはりその何というんですかね、ある程度、抑制策というんですかね、時間の抑制策、こういったものを考えながら少しやっていったほしいなと思うんです。これは働き方改革のほうでもよく言われていることでありますのでね、当然なことだと思いますし、上がってきたものを全て出すというようなやり方そのものがどうかと思いますし、そういう点に少し総務課としていろいろな指導をしながら、ぜひ時間外手当の在り方として何らか意見を各課のほうに言えるような形にしていきたい、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 質問はなしということですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 中川部長。

○総務部長（中川敬司君） 総務部長です。松本委員がおっしゃることはごもっともなことだとは思いますが、今、総務課長から答弁あったように、どこの理由も、ある程度やっぱり新任職員がいて、その当然指導とかフォローしたりとか、そこで結構時間を取られるものですから、本来進めるべき業務が時間外になってしまうということが多々ありますので、毎月、時間外の集計、個々にやっけていまして、政策会議のときにそのような時間外勤務の多い部署等の報告もさせていただいていて、あと45時間を超えた職員については、その理由とかそういったものをいただいているんですが、やっぱり近年どうしても若い職員が毎年15名とか採用される中であって、実際そこをどこに配置するかという問題もあると思うんですが、やはりその指導とか、そういったものに結構時間を取られるというのが、本来1人で行けばいいところが、やっぱり1人じゃなかなか行かせられないものですから、その分、係長がフォローして、係長は夜になって仕事をするというようなことが結構多いものですから、なるべく当然管理職の皆さんにはそこをうまくバランスを持って仕事の割り振りをやってくれというお願いはしているところではございますけど、そこがなかなか完全には行き届いていないという部分もありますので、そういった点はまたご理解をいただきたいと思います。

あと、働き方改革のところで、やはり男性職員も育休を取るという時代になってきて、やっぱりそのまたフォローに入ったりとか、そういったことも、なるべく職員のほうは前倒しで仕事を片づけて、一応男性職員の場合はやっぱり1か月とか3か月とか、ある程度、短期間なものですから、仕事を片づけて、なるべくほかの職員に負担がかからないようにはしているんですが、そうはいつでもやはり限られたパイの中でやるしかないものですから、負担はどうしてもそこで発生するという部分もあります。そういったいろんな面を含めて、限られた人数の中でやっているという話になりますので、またご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。僕が言っているのはね、増額理由というかね、その関係を言っておりますので。多いところ、少ないところの関係があるわけですね。そういった部分については極力何のため、こういうことを踏まえて記入すれば、こういう質問はないかと思うんですよね。そういうことでありますので、全てが皆同じ理由になっているわけでは

ね。そういうことを少し注視していただいて、今度のまた予算計上とか、いろんな面に工夫をしていただきたい、そういうことでありますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、次の質問に移らせていただきます。2番目に山下委員から質問が出ていますので、お願いします。17番。

○17番（山下 修君） 2番 山下です。2款4項97目市長及び市議会議員選挙費についてですけれども、郵便料金の改定で補正が組まれていますけれども、料金の改定がいつ決定されて、当初予算への反映は無理であったかということでお聞きしたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。山下委員の質疑にお答えします。

今回の郵便料金の値上げにつきましては、昨年12月に総務省から郵便料金の上限額の引上げの方針が示されまして、その後、情報通信行政・郵便行政審議会の答申を経て今年の6月13日に関係省令が改正されました。これにより正式に10月以降の郵便料金の上限額が引き上げられたということに伴い、日本郵便株式会社が値上げを行ったものです。

当初予算の編成段階では、上限額の引上げ方針が示されただけにすぎないため、値上げの実施の有無や具体的な値上げ幅が不明な状況であったため、日本郵便株式会社が値上げを正式に発表した6月13日以降に関係予算の精査を行い、今回、増額の補正をさせていただいたものとなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 5年の12月に方針ということですが、その時点で幾らぐらいというような、こういう数字は全然示されていなかったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。ちょっとその段階では幾らということまでは分からなかったという状況でございます。

以上です。

○17番（山下 修君） はい、結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

じゃあ、以上で事前通知による質疑を終了します。その他に関連で質疑のある方は挙手に

てお願いします。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、以上で総務部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

続きまして、建設経済部の審査を行います。星野建設経済部長、所管する課名等を述べください。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君）　建設経済部長です。補正に関しましては建設課、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課の5課になります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君）　それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。通告順ですと、山下委員からですけど、よろしくお願いします。17番。

○17番（山下　修君）　17番　山下です。8款2項2目街路維持管理費ということで、タブレットの76ページですけれども、建設関係では人材不足、こういうふうに言われておりますけれども、公共労務単価上昇とありますけれども、通常の普通作業員の段階でどの程度労務単価が上昇しているか、そこら辺の傾向をちょっとお知らせ願えればと思いますが。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽　淳君）　建設課長です。山下議員の質疑にお答えします。

令和6年4月と令和5年4月で比較して、まずはお答えします。普通作業員ですが、昨年、令和5年4月時点の労務単価は1日当たり2万3,200円、今年、令和6年4月時点の労務単価は1日当たり2万4,700円で、1,500円、7%弱の上昇となっております。普通作業員等ということでしたので、土木一般世話役については、令和5年4月時点の労務単価は1日当たり2万7,700円、令和6年4月時点の労務単価は1日当たり2万9,500円で、1,800円、こちらも7%弱の上昇となっております。

もうちょっと詳しく説明しますと、公共労務単価については、国交省、農林水産省、都道府県、政令指定都市、NEXCO等の公共工事を対象として、公共事業従事者の賃金実態を調査する公共事業労務費調査の結果に基づき、国が公共事業の積算に用いる単価として決定・公表したもので、県・市もこれを適用しているものとなります。

国交省のホームページを見ますと、今年の労務単価については、令和6年2月16日に出ています。先ほど7%弱と申し上げましたが、全国全職種単純平均だと、前年比5.9%引き上げられていることとなっております。

また、近年の傾向ですと、12年連続で労務単価費が上昇しているということで、平成24年

以降ずっと上がっていると。平成24年は単価算出手法の大幅な変更等があって見直しをされたものと思いますが、当時、多分、民主党政権で、コンクリートから人へというところで一番低かった時代から、だんだん上がってきている状況になろうかと思います。

自分からは以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 参考までに、一番下がったとき、どのぐらいでございましたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。今、国交省のホームページに出ている表でいきますと、先ほど申し上げました普通作業員とかでなくて全職種になりますが、平成24年度で1万3,072円です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございます。17番。

○17番（山下 修君） もう一つ聞きましょう。この労務単価が上がったということで、工事費としては、全体の工事費としてはどのぐらい影響してくるんでしょうかね。材料費とか、そちらの値上がりも大きいんでしょうけれども、相当上昇傾向にあるということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 労務単価、先ほど言ったように12年連続上がっているということで、底が1万3,072円で、2万3,600円、7%弱の人件費が令和5年4月と令和6年4月で上がっているということで、上昇としては令和4から5より上昇率は高いのかなと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 以上で、この関係は終わります。2番目の質問、また山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。同じく8款2項2目市単独道路維持整備事業ということで、タブレットの77ページです。江川と嶺田川上線の兼用護岸は過去にも修繕しているところを何度か見かけたことがあるわけですがけれども、多分、私も知っている、軟弱地盤といいますか、まだ河川でもありますし、地盤が非常に悪いんじゃないのかなと。それで、護岸にブロックを積んでも倒れて落ちていってしまうとか、沈下するとか、こういう状況が

あると思うんですね。しっかり、これちょっと下の地質の状態といいますか、地面の状態というのは調査する必要があるんじゃないかなと思って質問させていただきました。

○分科会長（西下敦基君） すみません、山下委員、質問内容を一とおりに読んでもらってよろしいですか。お願いいたします。17番。質問内容をとりあえず文言として残してほしいので。

○17番（山下 修君） そうですか。そういう前提の下で読みます。江川と嶺田川上線の兼用護岸は過去にも何度となく修繕が行われている。ボーリング等の地質調査の計画はあるのかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下議員の質疑にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、過去に何度か修繕が行われている場所になります。今回、地質調査については計画しておりません。理由といたしまして、今回修繕するために測量設計する区間の下流側の45.3メートルについて、平成24年度に同様に護岸が沈下し、平成25年度にブロック積みにて復旧工事を実施いたしました。現在に至るまで十数年経ちますが、復旧工事した区間は健全な状態を維持しているものですから、同じような工法で施工する予定となるため、ボーリング地質調査の計画はしておりません。

今回、沈下が生じたのは、平成25年時には異常のなかった隣接する上流側の兼用護岸が沈下したものであり、繰り返しになりますが、同様の工法で復旧すれば適切に復旧できると考えているため、計画はしておりません。

また、さらに破損が上流側で起こったという理由については、大雨や経年による川の流れにより、兼用護岸の基礎が徐々に洗掘されていったことが沈下の原因と考えられる。軟弱地盤とか、そういうこともあろうかと思えます。

今回、測量設計する区間は、平成25年度の隣接した下流側の復旧工事時点では健全であったため、その後10年かけて徐々に沈下し、平成30年度には、沈下してできた隙間に応急的に水が入らないようにコンクリートで補修いたしました。令和5年度と令和6年度で、さらに開いた隙間に採石を充填するなど修繕を実施しておりますが、今回、延長約15メートルの区間を測量設計させていただいて、復旧できればと思います。

それで、今回、江川の起点になりますので、今回最上流部になります。これ以上先に行くことはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） すみませんが、次、3番目の質問を松本委員からお願いします。
14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。8款2項2目社会資本整備総合交付金事業、防災・安全、予算書が30ページ、説明資料が78ページになります。市道上平川堂山線舗装補修工事の計画内容と舗装構造、また工事の計画スケジュールについてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。松本議員の質疑にお答えいたします。

まず、計画内容ですが、幅8メートル、延長270メートルの全幅の舗装を打ち替えるものとなります。場所は、上平川から下平川にかけての市道上平川堂山線において、舗装の劣化状況が著しい区間を優先して舗装補修工事を施工する計画となります。舗装構造は、アスファルト舗装5センチと上層路盤10センチの打ち替えとなります。

工事の計画スケジュールといたしましては、この9月補正予算可決後、速やかに工事発注事務を進め、令和7年3月末、年度末までには現場を完成させる予定で進めてまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。このいわゆる交付金事業、これは長寿命化の交付金の事業だと思いますけれども、この関係で要するに老朽化した道路とか橋とか、こういったものの事業を申請したものは何件あったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。舗装につきましては、令和元年ですかね、舗装個別施設計画ということでつくってございまして、この交付金にのれるような舗装の打ち替え、地質調査をしたりして決めた路線が、何か所か路線があります。その中で今回、上平川堂山線が順番が来たものですから、優先で手を挙げました。手を挙げた結果、内示率が33.9%ということで、当初予定していた延長が392メートル、2,900平米だったところを、6月補正で135メートル、970平米に減額しました。その後、静岡県から他市町でちょっと交付金を使えなくなった市町があったことから、再配分ということで菊川市として追加要望したところ、予算が確保できたということで、6月補正で1回減させてもらったものを今回上げるということで、路線は上平川堂山線のみになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。この道路そのものが農道であったためにね、結構この道路自体が使われる道路だと思うんですね。この前も、僕も雨降ったときに少し走ったんですけども、今回は270メートルという区間をやってくれるということで非常にありがたい話なんですけれどもね。いわゆる全延長何キロあって、要するに基本的に全てが僕は、いわゆるわだちっていうんですかね、あの辺がへこみ加減でありまして、要するに雨が降ったときには、雨水というんですかね、たまって、要するに道路が、相反する道路で対向する車がありますけれども、そういったものへ水がかかってね、運転が一瞬こう見えなくなるような、そういうような形になってしまうケースが多々あると思うんですよね。

本来的に農道でありますし、そういった重量物の通る構造にあまりになってないということが本来の形、また田んぼの中でありますので、当然路盤のほうが悪いということも承知はしているんですけれども。ぜひこういった事業をできるだけ全部の区間にやっていただけるように極力お願いしたいですけれども、どうでしょうかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。上平川堂山線の打ち替えの計画延長については、1,910メートルとなっています。令和6年当初予算はそのうちの135メートル、9月補正で今回270メートル、残りの未施工延長が1,505メートルとなっていて、できるだけ国費にのりたいですけど、先ほど松本議員おっしゃられたように、本当に危ないところは市の単独で部分的に直している箇所もあるということで、交付金のつき状況ですけど、100%つけば、どんどんやれていくんですけど、令和6年度ベースで交付金がついた場合は、この残りの1,505メートルについてはあと3年ぐらいかかってしまう予定にはなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、次は4番目の質問、隆一議員、お願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。8款2項4目の市単の交通安全施設整備事業費でございます。予算書の30の説明書の79です。工事請負費、区画線を引き直す工事だが、当初で予算計上すべきではないか。カーブミラーなどの設置後の維持管理はどうなっているか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。横山隆一議員の質疑にお答えいたします。

まず、区画線の引き直しにつきましては、当初予算においても計上しており、11路線で9,546メートルを発注し、現在施工中であります。今回、9月補正で追加要求するものは、昨年度当初予算要求以降に発生した地域からの引き直し要望や、道路パトロールにより引き直し等の必要性を確認した箇所となります。区画線については、市内全域を見ますと、まだまだ薄いところがありますが、予算にも限りがありますので、担当課としては優先順位をつける中で、当初予算だけでなく補正予算も積極的に要求・活用し、進捗を図ってまいりたいと考えております。

カーブミラーの設置後の維持管理は、についてですが、ミラーが曇っていたり角度が傾いていたりするときは、地域の方からのご連絡や道路パトロールにて建設課で確認をする中で、随時清掃、角度調整等の維持管理を行っております。また、腐食等があれば部材交換や部分補修等の必要な修繕を実施しているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、自治会要望とか市民からとかで追加ということですが、先ほどもちょっと出たんですけどね、建設はなかったんですけど、会計のやっぱり原則というんですかね、仕組みからすると、できるだけ当初で上げるというのが考え方ですよ。途中から、年度途中でそういった要望があつてやるのではなくて、計画的にやはり当初で上げてくるとというのがやっぱり地方会計のこれ原則なんですよ。

ですから、金額もかなり大きなものになっていますしね、これについてはできるだけそういうふうをお願いをしたいというふうに思います。これは今さっき言った補正を積極的に云々というようなコメントがございましたけども、本来はそうではないということをちょっと申し上げておきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見でよろしいですかね。

○16番（横山隆一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。また自由討議のほうをお願いいたします。

そしたら、5番目の質問、東さんからお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。同じく8款2項4目市単独交通安全施設整備事業費、79ページ、道路安全施設工事費で堀之内川崎線以外の場所を伺います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。東議員の質疑にお答えいたします。

工事の内容は区画線の引き直し工事となります。今、横山隆一議員のご質問にもお答えしましたが、補正で区画線の薄いところということで、昨年、当初予算要求以降に出てきたものになります。堀之内川崎線以外の路線は、三沢棚草線、堀之内公文名線、青葉台団地内の団地30号線、団地幹線3号線、団地9号線の計6路線となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、6番目の質問、また東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。8款3項2目市単独河川維持整備事業費、80ページです。河川修繕する地区及びその内容を伺います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。東議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正要求は現予算の執行率が178万8,000円に対し、補正予算要求時点で94%の執行となったため、今後の河川施設の損傷など緊急的な対応が実施できるよう費用を要求したものととなります。今年度5件修繕を執行し、そのうちの1件、東富田地内の普通河川の護岸浸食修繕について予算の半分以上の97万9,000円がかかってしまったことが原因となります。

ご質問の修繕する地区とその内容については、今後、突発的に発生したものに対応するもので、箇所づけはないものとなります。5件の内訳ですが、東富田地内、沢田地内、古谷地内、小出地内、高橋地内の5か所の普通河川等の修繕となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、次が7番目のところ、私のほうからで。

8款4項2目社会資本整備総合交付金事業青葉通り嶺田線ということで、説明資料84ページですね、質問内容は、交付金内示の減額によって、事業の進捗への影響について伺う。地権者への対応は来年への繰越しになるのかということで、答弁をお願いします。

答弁を求めます。萩田課長でよろしいでしょうか。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。西下議員の質疑にお答えいたします。

本年度の本路線への交付金の内示率が45%であったことから、計画していた用地補償を減額した、減額補正する補正内容となっております。用地取得の計画につきましては、この事業区間にある橋梁工事に必要となる用地を優先して取得することとしており、交付金減額分の用地補償は県の静岡県土地開発公社による用地先行取得を活用して、来年度への先送りとならないように事業を進めてまいります。

また、街路事業の予算確保につきましては、引き続き国に対し要望活動を行っていくほか、積極的な国交付金の補正要求、こちらのほうもやってまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。取りあえず来年度の工事に影響しないように一応努力をされるということで理解はしました。

これって、内示が、来年度もまた引っかかったりとかしたら厳しくなってくるとか、そこら辺の見通しとかは大丈夫でしょうか。

答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。毎年このような半額とかみたいなのがずっと続くと、それは厳しくなってくると思うんですが、まだ1年目、2年目、3年目までは用地取得が主な事業内容となっておりますので、そこについては、先ほど申しました今回、土地開発公社を活用させてもらって、そちらで先行取得をしてもらって、こちらが買い戻すというやり方でいきますので。

そちらの取得については、今年度、公社として契約を結びまして、次年度からの4か年で買い戻しのお金を支払っていくという形になりますので、そういった計画的な用地取得というのは可能になりますので、ここ一、二年、3年ぐらいまでなら何とかなるのかなというふうには考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと先の長い事業ですので、なるべくスケジュールどおりにいただければと思います。私からは以上です。

そしたら、8番目の質問を、東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。8款5項1目空き家等対策推進事業費、86ページ。空き家対策における相続人数と進捗状況は。また、対象となった空き家はどのような状況のもの

になるか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。東委員の質疑にお答えいたします。

今回の対象案件は、新田地区に所在する空き家になります。

こちらの空き家の所有者が既に亡くなられておりまして、相続登記がなされていないことから、所有者の権利関係をこれまで調査してまいりました。そうしたところ、法定相続人が12名であることが分かっております。このうち県内に居住されている7名の方には訪問を行いまして、この7名の方については相続放棄の意向を確認しておりまして、現在そちらの相続中と伺っております。

このほかの5名の方につきましては、全員、県外の千葉県に居住されているということで、昨年度末に文書にて通知したところ、1名からは電話連絡がありましたが、ほか4名については連絡がなく、住所以外の連絡先が分からない状況にあります。このため、今回直接そちらのほう、千葉県を訪問しまして、全部回ってきまして、意向を確認したいというふうに考えております。

続いて、その対象の空き家の状況ですけれども、空き家の管理を今、誰も行っていないという状況ですので、家屋の劣化が進んでおりまして、そういった状況になります。また、草木が繁茂しておりまして、越境を見受けられることがありますので、今、そちらについては地元の皆さんが協力していただいて、対応してもらっているという状況になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） すみません、1点自分で、これ4名が場所が分かっていて、電話とかは分からなくて、もし行ったときにいなかったりとか、そういったことは想定しているのかお伺いします。

答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。電話もやっぱり分かりませんので、行ってみて、でないと確認ができないということになります。

ただ、1名の方は連絡が取れている方もいらっしゃいますので、そういった方から調べられたりとかも、調べながら回ってみるところです。そういったことをちょっとやってみないと、これ以上進まないという判断に至りましたので、今回はそういったことを直接やらせて

いただきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

14番。

○14番（松本正幸君） 関連でありますけれども、14番です。

そういうことを、新田地区って、多分、中嶺田の関係の物件だと思うんですけども、法定相続人が結構多いですね、12名ということは、そういうような家庭環境であったということだと思うんですけどもね。

それと同時に、この関係というものは、地域の自治会、すごく関与していただいてね、いろいろその物件に対しても製造さんには、こういったものもやってくれているということ踏まえて、ぜひ強力的に推進をしてほしいと思うんですけども。

ここまで補正予算で、千葉の出張費までつけていただいて、本当にありがたい話だなと思いますけれども、ぜひ、そのほかの4名、何らかの形で対処をしてほしいなと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

また、中嶺田の自治会のほうは、14日の日にありますので、また、このお話が多分出るんじゃないかなと思いますので、そういうことでお聞きしましたので、また、もし説明があれば説明をさせていただきます。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 質疑はよろしいですね。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。この件ですが、代表相続人というんですか、固定資産税を払ってもらう誰か代表者を決めて、その人に通知をして進めてもらうという、そういう手続もあると思うんですが、その辺はいかがだったのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。こちらの方皆さん、確認の取れた方につきましては、皆さん、相続放棄をしたいということで、誰かがここを相続してくれるという方がいない状態なものですから、それをまず特定するのがまず先決で、連絡が取れていない方にまず連絡を取って、その方の意向を確認してということになっていくと思います。

そこでまた全員が相続しないということになりますと、また次の法的な手続に進んでいくという流れになります。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。本来、納税管理者を決めていただいて、そこから来るのが一番ベストなんですけど、やはり、こういう案件になると拒否しますので、なかなか納税管理者を決められないということになります。

今回は補正まで取っていくというのは、やっぱりこれは2年ぐらいずっと、通知を出したり電話したりとか、反応しないから訪問したりとかという繰り返しの中でようやくここまで来たものでありますので、千葉県まで行くというのは、手間も暇もかかって、空振りする可能性もあるんですけど。

やっぱり行って、ちゃんと玄関先に市役所の者が来ましたということをはっきり、文書で、いなくても置いてきて、それでも動かなかったら、また、その次の対策を取らなくてはいけないと思っていますので、ちょっと時間というものもかかっていますけど、一つずつクリアしていきたいと思っていますので。

なかなか納税管理者をつかまえること自体ができなくて、納税管理者であれば、かえってそのほうが楽になるんですけど、なかなか、これからもこういう案件は多々増えてくるかなと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑は。3番。

○3番（坪井仲治君） これは、特定空家には認定はされてるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。特定空家には認定はしておりません。今、普通の状態でございますが、将来、特定空家になるんであろうということで、固定資産の6分の1を外すという行為もできるんですけど、外しても結局なってしまいますので。

やるのであれば、全て放棄をしていただいて、その後は、そこに対して市が執行させていただいて、その費用については土地台帳で頂くような形を取っていききたいとは思っていますが、最終的にはその土地が売れるか売れないかという問題もありますので、そこら辺をもう少し精査しながら進めていかなければいけないかなと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。3番。

○3番（坪井仲治君） ということは、特定空家はまだ菊川市はゼロだと思いますけど、行政代執行ということに最終的になると思うんですけど、そこまでの時間的な、時間はどのぐらいの想定をされていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。行政大執行という、やっぱり順番がありますので、通知したり何とかという手続がありますので、若干半年ぐらいはかかるんじゃないかと思っています。その前に予算を取らなくてはいけないということになりますので、1年ぐらいかかってやるのかなというような形になりますが。

おかげさまで中嶺田の物件については、地元の方のほうで周りの関係の木を切ったりとかをやっけていただいておりますので、すぐにはその建物が崩壊して誰かが危険になるということは今のところございません。

なかなか特定空家に認定をすること自体も、やはりそれでクリアできるかという、そこをちょっとまた、うちのほうも審査基準にのっとって、建築士と立会いの下に最終的に特定空家にできるかできないかという判断をそこでさせていただいて、最終的には庁内委員会にかけて、特定空家に認定するかしないかという判断をします。そこら辺については順を追ってやっていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○3番（坪井仲治君） はい。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですね。次の質問を、9番目、松本委員からお願いいたします。

○14番（松本正幸君） 14番 7款1項3目、ここからは商工観光課になりますので、よろしくお願いします。

企業立地推進事業費、28ページが予算書、説明資料が68ページになると、この中で、工業用地候補地として検討するための基礎資料作成経費として、土地鑑定評価手数料68万2,000円が必要となった経緯と、あと、県との今後の調整スケジュール、こういったものについて初めにお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。よろしくお願いします。こちらの小笠高校の高田ヶ丘実習地につきましては、令和4年度に開催された議会勉強会において、県企業局による開発だけでなく、市または民間事業者が県から土地を購入し、民間による開発する手法も含めて検討するとご説明をさせていただきました。

今回補正予算に計上した土地鑑定評価手数料は、土地売買価格の基礎となる鑑定評価額を

算出するもので、今後の市または民間事業者が県から土地を購入し、民間により開発する手法を検討するためのものでございます。

市と県において、それぞれ別々の不動産鑑定士により同じタイミングで鑑定評価を行う必要がございます。その鑑定結果を基に、今後、内部での検討と県との協議を進めてまいります。

次に、県との今後のスケジュールについてですが、本補正予算をお認めいただきましたら、10月に県とタイミングを合わせて鑑定評価業務を発注いたします。鑑定評価の結果が出るまで約二、三か月を要することから、年内または1月ごろに鑑定評価結果が分かるものと見込んでおります。

その後、業者の不動産鑑定士の鑑定結果を基に、県と土地の売買価格について協議を行い、価格が決定される流れとなります。市では、その価格を参考に、土地を購入する、しないを含め、今後の手法を検討してまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。以前、議会のほうにもこの件については説明があったわけですが、その後、中間的な報告もなくしているわけですが、たまたま、いきなり今度の補正に鑑定評価の手数料の関係が補正予算で計上されたということによって質疑をさせてもらったんですけれどもね。

市と県と、先ほど説明の中で鑑定評価するよというような形になっているんですけれども、この見方とかなんとかというのは相当違いがあるんでしょうかね。その関係というのは、恐らくやってみないと分らんことかもしれませんけれども、県の鑑定評価と市の鑑定評価、この違いというものを少し、もし分かったら教えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。鑑定評価については、県が2人、市が1人、三者で同じ条件をすり合わせた上で鑑定評価を同じタイミングでやって、県のほうにいろいろ、今、協議をいろいろ何回かさせていただいている中で、その三者の鑑定価格の、大体よくあるのは、平均を取った価格が大体目安になると、そんな形なので、条件は一緒になるようにすり合わせは行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） これからそういった評価が出ることによって、県とのいわゆる調整の関係が出てくる話なんですけれども、この関係を議会のほうにある程度、県との調整の仕方もあると思うんですからね、できるだけ議会のほうの説明をしっかりとしておいてほしいなと思うんですよね。

かなりの額になると思うんですけれども、そういった関係がございますのでね、財政措置等の関係も出てくる話だと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。終わります。

○分科会長（西下敦基君） 質疑は。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ちょっとおさらいで申し訳ないですが、この県の企業局ですね、今言う土地鑑定評価で数字が出てきて、それで今後どうするかという方針を決めていくということだろうと思うんですが。

当時の説明で、どういった企業誘致を進めていくかといったときに、菊川市としてはオーダーメイト方式というような話を当時出たと思うんですが、もし仮にこれが、鑑定評価が出て、今後進めるときについては、県のほうの企業誘致、県との企業誘致ですか、企業誘致における取組として、県の企業局とは関わりを持ってくるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 令和4年度のその説明の中では、企業局との一緒にやるというのは、一旦ちょっとやめてという説明をさせていただきました。今、企業局が今回、今のいろいろな手法の中に入ってきているというわけではないです。

価格によって市が買って、事業を進めていくか、はたまた県がそのまま、県も、教育施設なので、教育施設の担当課から一回それを、上に行くときには、その資産の、他機関のほうに、通常なんですけれども、その辺りは、企業局はそこには入ってはいないので、県は、なるべく県のほうが売る場合には、一般的な入札によるものになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 1点自分から、これは具体的な何か引き合いがあってこういった話になっているのか、1個だけ確認させてもらってよろしいでしょうか。

答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 具体的な引き合いはなくて、いろいろ可能性を、いろんなデ

ベロッパーであったり、菊川でこういう引き合いはないかとかというのは、聞きに回っている今状態です。菊川から選んでもらうためにはという条件もあったりして、なので、ここだ、引き合いは、目星というのはこれからになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

3 番。

○3 番（坪井仲治君） 今の引き合いの件で、2 年前に、今、東京行ってみえる方が説明の中で、二、三件、市内事業者が、市内で新社屋とか、そういう事業者団体のためにということで相談があったとございますけど、その辺りはちょっと切れちゃったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。市内の企業につきましても、老朽化とか、そういうのがあって、拡張の関係であったんですけども、そのときの2 件、3 件とあったんですけど、その中の、工場ですが、少し、ちょっと狭いとか、いろんな状況があったので、この今の圃場の関係でずばりというところはないんですけども。

ただ、県外の、市外の企業の企業誘致もありますけども、市内の企業の拡張とか、そういうのもやっぱり情報としては仕入れていきたいなとは思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですね。また事業評価の報告が入っていますので、またお願いします。

10 番目の質問、山下委員からお願いします。

○17 番（山下 修君） 17 番 山下です。7 款1 項4 目、火剣山キャンプ場管理費ということで、タブレットの69 ページ、バンガローの傾きと修繕とあるが、その原因と、いつ頃から傾き始めたのか。また、恒久的な対応策が必要と思うが、どのような施工となるのかということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。火剣山のキャンプ場のバンガローの傾きについてですが、5 棟あるうちの1 棟のくぬぎというバンガロー棟のみで発生しております。商工観光課で傾きを確認したのが5 月の下旬で、指定管理者からの報告により調査を行いました。

傾きは基礎部分が下がっているために発生しています。入り口から奥に向かって数センチ

下がっている状態です。ほかの4つのバンガローでは傾きが発生していないことから、全体的なことではなくて、このくぬぎ1棟のみで起きた傾きと考えております。

今回の修正内容としましては、バンガローの本体をジャッキで持ち上げてから、基礎部分のコンクリートを打ち増しするというようなものになります。

ここ数か月、傾斜が進んでいないかチェックしていますが、特にはそういうのは進んでいないので、施工後も定期的に傾斜を測りながら確認をしていく予定です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 今、くぬぎと言われましたけど、その建物自体は、完全な切土の上に建っているのでしょうか。多少、切り盛りの境的なところにあるのか、そういった状況とというのはどうなんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 立地とすると、5棟そのまま並んであるので……。

○17番（山下 修君） その真ん中とか。

○商工観光課長（榎林英介君） その5棟のうちの駐車場から2棟目という感じなんですけど、イメージが分かるかちょっと分からないですけども、なので、そこだけ、ちょっと原因がずばりというのはちょっと分からないんですけども。

○17番（山下 修君） はっきり分からない。

○商工観光課長（榎林英介君） はい。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。17番。

○17番（山下 修君） 下の地盤が悪いところということであれば、やっぱりそこら辺の調査をしっかりともらって、修理していただいたらと思います。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） すみません、1点自分から。これ、5棟の1棟が使えない期間で出てくると思うので、その補償とかというのは、今回は考えていないというか、そこら辺のことをお伺いします。

榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。たしか今、今回の補修については、平日とか、そういう短い期間でやりたいと思っているので、補償については現在考えておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

じゃあ、ここはいいですかね。

次の質問を、6番 須藤議員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。マイクついているんですかね。

○分科会長（西下敦基君） マイクを消してもらっていいですか。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。7款1項4目滝ノ谷池管理費についてお伺いします。

タブレットで72ページになります。点検頻度の増加とありますが、想定される回数をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。野猿人力ロープウェイなんですけども、点検回数は、毎年5月に1回実施しております。本年度については、来訪者がかなり増加しておりますので、ロープが摩耗しているため、ロープを交換し、それに併せて、さらにもう1回実施する予定です。

次年度以降につきましても、年2回点検をして、ロープの摩耗の具合によってロープの交換を行っていくという予定です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。野猿の利用者が増大ということなんですけれども、変化した、どのくらい増えているのか、数が分かればお伺いしたいのと、来訪者増の要因がもし分かればお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。要因につきましては、個人のSNSとか、そういう知識とか、実施団体とかがその広報をしているというわけではなくてという状態でございます。

どのくらい増えているかということで、すごい増えているという報告を受けたものですから、ぜひ利用者をちょっとカウントしてくれということで頼んだところ、4月からカウントし始めたんですけど、4月から6月で約2,100人ぐらい来ていただいているという状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今年の4月から6月ということで。あと、レンタサイクルとかの影響は特になかったんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。これは、野猿の増加でレンタサイクルがすごく増えたというのは確認できていません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。レンタサイクルのコースにたしか野猿を入れたコースを組んでいるツアーだったと思うんですけども、そういう組み合わせで増えたとかということではないんでしょうか。そういうわけではないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） すみません。そういうわけで、ちょっと言葉が少なくて、そういうわけではないというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） すみません、関連して、野猿なんですけれども、SNSで、ユーチューバーの方ですかね、非常に、放映されたことで、無料で利用されるということで、非常に、今まででしたら地元の方が利用するだけでしたので、ロープは3年に一遍変えるということだったんですが、ここ数年本当にバズってしまったために、いいことか悪いことは別として、非常にロープの摩耗が激しいということで、安全面で非常に地元は苦慮しております。

今、課長がおっしゃったように、年に2回ということなんですけれども、場合によったら、その都度、安全面を考えますと、増加、回数を増やすということは考えているのか、ちょっと伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。管理していただいている団体と、今後また、ロープ以外でも何かすごく、来訪者が増えたことによる影響というのがございましたら、協力しながら、どういう方法がいいか考えていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） まず1点、自分から、補償とかというのは、ちゃんと保険がかかっているのか。もし、けがとかされたりしたら怖いかなと思っていますが、その点お伺いし

ます。

樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。実施団体が市ではない状態なので、すみません、ちょっと把握していないので、また確認はしてみます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

よろしいですか、ここは。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、すみません、12番目のところを東委員にお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。7款1項4目小菊荘管理費、72ページです。指定管理者による管理運営の再開に向けた施設のための保守点検とあるが、指定管理者の管理運営の再開に向けた進捗状況を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。小菊荘の指定管理者につきましては、選定について、令和7年度から5年間の指定管理者をプロポーザル方式による公募審査を行いまして、事業者を決定する予定でございます。

選定委員会を6月に設置、選定委員会設置後、7月5日から候補者の募集を開始して、9月6日、先週の金曜日の一次募集締切時になりますけども、申込者がおりました。今後、一次審査を行いまして、10月1日に予定している選定委員会にてプロポーザル方式による審査を行いまして、事業者を決定していくという予定でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。今、7月1日から9月6日までの募集があったということで、具体的には何件あったか教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 件数につきましては、今後、今締め切ったばかりの状態の中で、書類の審査をまずはさせてもらうんですけども、小菊荘というような保養所の趣旨に合ったものかどうかとか、いろいろする中で審査していくので、また競争とかも生まれるものですからね、具体的にいろいろと、今後何件になるかというのは今ちょっとまだ分かりませんけども、複数社申込みがございました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○2 番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 同じところで松本委員からも質疑が出ていますので、よろしくお願いします。14番。

○1 4 番（松本正幸君） 14番です。小菊荘の管理費の中で、今回、維持補修費ということで、943万3,000円の関係で補正予算が提出をされているんですけれども、施設全般になるかと思うんですよね。そうしたことからね、基本的に、この予算で基本的にどうだというような面があるんですけど、まず初めに、予算の執行のスケジュール、併せてお伺いしたいと思います。補修点検とね、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） これ、1回全部読んでもらってよろしいですか。

○1 4 番（松本正幸君） 小菊荘の施設全般が利用するための保守点検と維持補修費943万3,000円の予算で対応できるのか。また、予算執行のスケジュールはということでお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。今回補正予算に計上した保守点検、維持補修につきましては、来年4月から再開を予定している小菊荘の指定管理者による施設運営に支障がないように実施するものでございます。雨漏りや浄化槽の修繕のほか、法的に点検が定められている料理配膳用のダムウエーターの保守点検などを行い、施設全館が利用できる状態になるように修繕を行います。

予算執行のスケジュールについてですが、まず屋上防水工事を行いまして、雨漏り等が収まりましたら、そういうことが確認できてから内装工事に移っていくというスケジュールを考えております。屋上防水工事は約1か月程度工事期間を見込んでおり、内装工事を含め、3月中に完了する予定でございます。ボイラー及び浄化槽の修繕につきましても同様に3月中に完成する予定です。

保守点検及び維持・補修の作業は、令和7年4月から指定管理者による管理に支障がないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○1 4 番（松本正幸君） 14番です。先ほど、指定管理者の募集をして、これから選考委員会に委ねるようなお話があったんですけれども、実際にやっぱり小菊荘自体の全施設が使える

ような状態にならないと、なかなか運営的にも難しいような気がするんですけども。

また、施設そのものがね、何か年か使わない状態であるわけでありますよね。やっぱり専門家に見ていただいた中で、一番ひどいのは雨漏り、屋上の雨漏り、先ほど言いましたけれども、あれを見てはがっかりするんですけども。

そういった状況があって、見積額、いわゆる維持補修費943万3,000円、これで果たして大丈夫かなというような気がするんですけども、見積業者、何社か入れてやったかと思うんですけど、どのような見積りを行ったのか、まず伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 今回の工事の中で一番大きいのは、やっぱり屋上防水で、全体の半分以上、400万超えるぐらいの金額になろうかと思います。こちらでも複数業者、見積りを頂きまして、実際やるのは防水、防水の被膜の塗布するような形の工程を考えております。今、複数社になる中で、金額とすると安いほうで入れているのを参考に予算のほうを計上しています。

ちょっと答えが出ないですけど、以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。本来的にね、いわゆる指定管理者となる業者さんがその中を見て、こういうふうな形でというようなこともあるわけですよね、本来は。と思うんですから、なかなかね、この額自体の関係というのは非常に難しい額じゃないかなと思うんですよ。足りない場合には何らかの形で措置をされると思いますけれども。

それと同時にね、この関係も、予算が、予算の原則というのがね、先ほど来、いろいろ補正の中では出てくる話なんですね、やっぱり。それで、指定管理者をいわゆる公募する段階、これはいつ公募するというのは決定したのかね、そこら辺についてお伺いしたいと思うんですけど、どうなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 選定委員会の第1回目において、委員から公募する案のほうを承諾いただいている形になりますけども、実際、その選定委員会は6月28日に実施しております。その中でお認めいただいて、公募のほうを7月から開始している状態になります。

実際その予算の執行につきましては、大体、公募したら手を挙げてくれる方がいるかいないかというところの中で、緩み込みの中で、そのためには修繕が必要、今回10月1日に選定

委員会で業者が決定する予定です。

この補正予算も9月20何日かのところでお認めいただけるようになろうかと思えますけども、そのタイミングで、本当は当初で上げるべきところですけども、業者が見つかる見込みがある中で、補正という形でちょっと今回はやらさせていただいたという状況でございます。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっと長くなって申し訳ないけれど、14番です。考え方としてね、いわゆる計画ですよ。やっぱり、年度初めというか、前年度にそういうことは基本的に決めてかからないといけないと思うんですよ。

いわゆる公募期間と、もし公募があった場合の対応ということで、やっぱり、ある程度の毎年その補修というものは当然出てくる話だと思うんですよ、管理面含めて。そういった形で予算計上してやはりかかっていると、なかなか大変だと思うんですけども。

いわゆる指定管理者が決まりました、じゃあ、ごごと一括的に改修整備、こういったものをやるということになれば、大がかりな予算が必要になってくるわけですよ。それに見合うような形でやっぱり毎年メンテナンスをするのを、そういう形でいかないといけないんじゃないかなと思っているんですけど、どうですか、この点については。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。それこそ指定管理制度で再公募をすると決めたのは、昨年度中の話でございますので、本来であれば当初予算の中に修繕費を見込んでおけばよかったのは事実であります。

ただ、修繕がどの程度になるか、本当に公募があるかというのが、若干その当時のやっぱり不安があったということは、前任のほうから聞いてはおりますので、今回補正に上げさせていただいて対応をさせていただきますが。

次年度以降については、これで公募があつて、管理者の、指定管理をやっていただく人が決まれば、定期的な連絡報告会を経る中で、今後どうするこうする、修繕どうしますかという積み上げの中で予算の分のほうは計上させていただきたいと思います。

今回につきましては、大変申し訳ないですけど、補正で上げさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 公募は、数社が来ているということでよろしいですか。どこが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。先ほども課長のほうから言いましたけど、まだ審査段階です。金曜日に締切りを行いました。内部の資料をこれからしっかり見させていただいて、目的に合っているか、あと会計上問題ないかというのをちゃんとしっかり調べさせていただいて、土俵のほうに上げていきたいと思っています。今現在は複数社ということしか言えません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、次の農林課に移りまして、14の質問を、坪井委員、お願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。6款2項1目土地改良補助事業、資料は64ページです。工事箇所はどこか、それから、当初計画では水道管はどのようになっていたかをお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

工事箇所ですが、沢水加地内の沢水加川に架かる西田橋から北へ約200メートル進んだ位置となります。

当初、水道管は、今ある既設の水路の下にすごすような形で深く切り回しをされていたことから、今回、既設水路と同じ深さで改修をするため、支障がないと判断をしておりましたところ、補助事業の交付決定に当たりまして、工事内容を水道課と協議をしたところ、一部水道管の管理に必要な（リカク）が十分に確保できない場所が出ましたので、今回補正で計上させていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。ないですか。

そしたら、次は、15番目の質問も坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 続きまして、3番 坪井です。6款2項3目で農業施設維持管理費で

す。資料は65ページです。水中ポンプの入口ストレーナ詰まりによる排出量低下で運転時間が長くなったとのことでありますが、根本的な対策はないかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

この水中ポンプの詰まり防止の対策としましては、ポンプを設置する際に、格子状のかごを用意しまして、その中に設置をして、ごみ等が詰まらないような対策を行っていること。

それから、どうしてもそのメッシュをすり抜けてポンプに葉っぱとかが張り付いてしまいますので、ポンプの電源を一旦落として、それを流してしまうというようなこと。それから、大雨の後には草木の除去というのを行って対策をしております。

この水中ポンプなんですけれども、今、仮設の取水として設置をしております、今、取水をメインに考えているものですから、どうしてもポンプがしっかり水中に浸かる場所を設定していますので、それが今回、河川のちょっと中央付近に位置しているということもありまして、通常よりも少し詰まりやすいような状況となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井。水中ポンプ自体、かごのストレーナ、それからポンプジャクションに、サクションにもついているかどうか分かんないです。ただ、水中ポンプのですね、非常に環境の悪いところに使える水中ポンプがあるんですよね。そういう水中ポンプというのは、木くずとか来ても、クラッシュして排水できちゃうんですよ。そういうポンプを使うおつもりはございませんか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。この水中ポンプですけど、先ほどちょっとご答弁させていただいたんですけど、仮にちょっと設置するということもありまして、通常の水中ポンプの特別なものじゃなくて、インチがちょっと大きいものをつけております。

設置した際には、これは西方川の土場遺跡の関係で設置をしております、工事がすぐできるという想定の下から設置をしておったんですけども、少しちょっと時間がかかっている状態なんですけど、もう少しそういう高機能なポンプを使ってしまうと、またそのポンプが、水上機場とかを考えるとなかなか難しい部分がありましたので、今回は通常のポンプのスイッチということでしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。すみません。ちょっと今、課長のほうから、工事がかかるということだったんですけども、これ自然流水できるということの工事がかかるという意味で理解すればよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。最初に被災した際に、その自然流下をちょっと取ることは不可能だったものですから、仮の設置ということで、ポンプというふうな形でやった際に、すぐ手続が済んで、工事のほうに移れるというふうな想定をしていましたので、そういう高機能のものではなくて、通常の水中ポンプというのを使っていたということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○2番（東 和子君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

じゃあ、すみません。同じところで、私から、農業施設維持管理費で、質問内容が需用費の修繕料と工事請負費の内容についてお願いします。

答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。西下委員のご質問にお答えします。

修繕料は、用排水路や農道の修繕をするもので、決まった箇所の修繕と緊急対応用の修繕を予算計上しております。今回、本市の水道事務所から南側へ約500メートル進んだ位置に埋設された用排水管がございまして、その修繕と、今後緊急的に発生する用排水路ですとか、そういったものの修繕というものを計上させていただいております。

それから、工事請負費ですけども、大雨等による崩土や倒木の撤去工事と年度舗装工事などの予算、それから緊急対応用ということで予算を計上しております。今回この工事につきましては、大雨等による崩土や倒木の撤去工事について計上をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。すみません。工事請負費で、一応崩土がどこかであって、具体的にどこかやったというわけではないということで、緊急的なものを予備費として取ったというか、そのような考えでよろしいのか、お伺いします。

大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今、もともとの予算の中で、この崩土撤去、倒木につきましては2件工事を発注しております。最近はちょっと雨もたくさん降ったものですから、そういったところで、その2件でやる分がいっぱいになってきていますので、これからの崩土等に対応するために、今回予算を計上させていただいているものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すみません。この2件の場所等は、教えてもらいたいんですけど。
大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 崩土の場所ということですかね。

○分科会長（西下敦基君） はい。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 崩土、倒木撤去につきましては、年間通して、いろんなところでちょっと発生するものですから、件数はいろいろばらばらになります。

それを、まず1件工事として発注をして、その中で対応できる部分というのを対応して、その工事契約内で、ちょっと予算のほうが限りが出てきた場合に、少しラップさせて、2件目を発注させてという形でやっておりますので、軒数は出方によって変わってくるような状態です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。大きな崩土があるわけじゃなくて、小さいのをやってもらっているという感覚でよろしいですか。はい、分かりました。

自分からは以上ですが、次に移ってよろしければ、17番目の質問を、今度は茶業振興課に移りますが、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款1項3目茶生産経営体育成推進事業費についてお伺いします。私を含め6名の議員から質問が出ておりまして、ちょっと代表で質問させていただきます。

説明資料では、タブレットページ63ページになります。

新設されたG I 深蒸し菊川茶認知度向上支援事業費補助金において、想定される事業の内容の具体例と期待される効果は何かについてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。須藤委員の質疑にお答えをいたします。

取組内容につきましては、現在、生産者や茶商の皆さんが個々に行っているん

ですけれども、G I マークが印刷された茶袋の購入であるとか、また作成、実際に使っていたいておりますが、あとはG I マークを入れたりしたPRチラシの作成など、こういったことを国内の各販売先やこれから販路を広げるために新たな販売先、取引先の認定をいただく説明などを自分たちでつくってやっていたという状況です。

こういった事業費は、菊川茶の認知度が上がっていくことに寄与するものにつきまして、その取組の経費の一部を補助をさせていただいて、さらにその数量であるとか、機械を増やしていくことで、PRの範囲を広げて、認知度向上を図っていくものとなります。

期待される効果につきましては、既に増えたりはしているんですけども、G I を広く、全面的に出すことで、他産地との差別化が図れますので、そういったことで新たな茶商さんであるとか、小売セットの取引が始まって、国内販売量の維持につながる。

さらには、G I についていますので、海外の販路を持っている茶商さん何かに情報を伝えて、海外での取扱量の増加も期待することで、最終的には、お茶関係者の皆さんの収益の拡大を図って、茶産地としての維持継続につなげていくというところになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6 番。

○6 番（須藤有紀君） 6 番 須藤です。この補助金の条件、20工場というのがあるんですけども、これはG I 認定をされた工場に限定した取組ということでよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。G I の茶工場というか、申請に基づいて、こちらが調べて登録ということになるんですけども、茶工場で、今現在、G I の登録がされているのが37ございます。

あと茶商さんもG I の商品を扱っていただいているのが、5 者という言い方がちょっと正しいか分かりませんが、あります。G I を扱っていただいているのは42ほどでございます。

その中で、どれだけ今、先ほど申し上げたところをやっているかというところまでは、すみません、把握をしておりませんので、20という今数字が出ましたが、全部が全部では、この補助金を使われるかはちょっと分かりませんので、ただ、ふだんのやり取りというんですか、お話の中では、このぐらいの申請があっても不思議ではないなというところは感じているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

すみません。自分からちょっとこの具体的な取組、パンフレットを作ったら補助をするとか、シールを貼ったりとかしたら補助をするとか、それともどっか行ったら旅費を出すとか、具体的なこの予算の内容について、もし説明をいただければと思いますが、答弁を求めます。

増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。今、西下委員がおっしゃった部分の中で、旅費に該当するところは今回、この中に入ってはおりません。

ただ、小売先に商品を届けるにしろ、届ける際、小売用の商品といいましても、当然外装もしますし、窒素なんかも注入しますし、そういった一つ一つがある程度の金額がかかって、一つの商品が成り立っていますので、そういった部分にかかる部分、そこについては補助をさせていただきたいなと思っております。

ただ、料金に関しては、本当にどこに行くという、行った先で扱われなかった場合は、じゃあ、その成果という部分が問われてしまい、補助金の該当としては、その成果というところが問われてしまいますので、チラシが先々、別には作らないものですから、そういった行き先が特定されない部分、広く使える、PRに関する部分に対しての一部補助ということで考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、より何かほかにお伺いしたい方があれば。3番。

○3番（坪井仲治君） 先ほどGI認定の工場が37とおっしゃいましたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） GIの認証工場であるという申請をいただく、なりたいということは申請をいただくわけなんですけども、当然GIも経営者角度とかが決まっているものですから、果たしてそうかというのは事前に確認させていただいて、そうだということであれば、GIの登録団体、うちで持っている登録者というのは茶業協会になりますので、茶業協会の名前で登録証というのをお出しをしております。その出しているところがそれだけの数、先ほどおっしゃられた37工場ということに内容とするとなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 関連でいいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと関連でお願いします。

今、課長のほうから、認証のということで、G I 登用するということで話がありましたけれども、それは、要するに菊川茶をG I ということで、ブランド化するということに力を入れるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。まさしく、今質問いただいたように、例えば10社ぐらいがやっていた例では、やはり産地としてある程度認められてのこれG I なものですから、やはり皆さんがほとんどがやっているという状況が望ましい。それが大きなストロングポイント、武器となって、産地として売り出していけるというところが国からも言われていますが、このG I のコンセプトにあるものですから、そういった意味で、今さっき質問していただいたとおりとなります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですかね、次の質問に移って。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、18番目の質問を横山隆一委員、お願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、6款1項3目の茶園管理推進事業費です。予算書の27の説明書の62ページです。

この新しい事業、補助金なんですけど、具体的な説明と、この補助金については要綱が必要になるわけですが、どのようなものが準備をされているのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。お二つ、まず最初に、菊川茶海外輸出安心安全対策事業費補助金についてですけども、分野における食品安全、環境保全、労働安全への取組につきまして、G A P制度がございます。認証機関に認められることで、G A P認証を得ることができます。今回G A Pの更新に対する一部補助となります。

G A P認証の有効期間は2年となります。2年に1回、認証の採取といいますか、更新がございます。これ審査もございます。この補助金は、その更新審査費用に対しての補助となります。

補助の金額につきましては、更新時の費用に要した額の3分の1となります。上限を10万円と設定をさせていただいております。

次に、菊川茶経営安定化対策事業費補助金についてですが、こちらにつきましては突発的に発生をしました茶工場の機械修繕、もしくは摘採機の修繕の補助となります。これは茶工場の皆さんもメンテナンスとか、計画的に修繕なんかは入れておりますが、そういったものは補助の対象外とさせていただいております、突発的な部分も保険が掛けてある機械があるものですから、その保険を使った場合には今回の適用外とさせていただく内容となっております。

補助の上限は30万とさせていただいております。

補助金の交付要綱につきましてですが、今回いずれも新規の補助要綱となっておりますので、参考とした市町ございますけども、内容は生産者、走り回って、よりよいものをつくるといったこともしましたが、参考にもさせていただいて、2本とも新たな補助要綱の中身となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、先ほどから何度も申し上げているんですが、行政会計というのは、地方会計というのは、会計年度、独立の原則であるとか、総計予算主義とか、そういったものがあって成り立っているものですから、これについては、ほんとあの、この数だけではなくて、この辺はちょっと徹底していただきたいというのがまずあります。

今回のこの2つの新しい事業というのは、今言う茶業の状況を見ると、それは反対するものではないし、できるだけ生産者が生き残っていけるような方策というのは、一応むしろ強力に進めてもらいたいという前提に物を申しますが、これも今言うように40団体、特に突発的なということなんですが、これは今年度の一番茶であるとか、秋冬番のところで出たものなんですか、去年からのものの積み上げがここに出ているのかですね。

というのは、これだけ大きなお金がここで出されるわけですけども、特に、じゃあ例えば40生産者の内訳で言いますと、個人の生産なのか、あるいは協業のものなのか、その辺の説明もちょっとお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。お答えするのに、まさしく原則という部分につきましては、今回大変申し訳ないなとは思っています。

ただ、現場として、今回の質問の中でもございました市茶の記録で、今、過去最も安い、

今回出させていただいた理由とすると、ここが一番でございます。

先ほどGAPにつきましても深く、茶の木をはじめ、工場更新をし続けてきてくれていたが、ここに来て、ちょっと厳しいというお声も現場には入ってきておりますし、そもそもがこの機械の修繕が厳しいと、計算に入っていない部分の出費がありますので、厳しいという声が本当に多くて、そこを何とかしたいということで、先ほどの原則原理の部分は十分承知している中で、申し訳ないですけども、出させていただいております。

あと工場の内訳としまして、質疑にございましたとおりです。茶農協をはじめ、自園自製、製造、本当に市内の荒茶生産を支えている工場を対象とさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） 松本議員もおられるので、いいです、私は。

○分科会長（西下敦基君） ここで質問される方がもしあれば。

○16番（横山隆一君） 同じやつ。

○分科会長（西下敦基君） このところで、もう一個。

○16番（横山隆一君） うん。

○分科会長（西下敦基君） あっ、そうですね。はい。じゃあ、19番目の質問を松本委員からお願いします。マイクをお願いします。

○14番（松本正幸君） 同じところなんですけれども、先に読ませていただきます。JGAPの認証更新時の経費に対する補助と突発的に発生した茶工場の機械修繕の経費に対する補助とのことであるが、前段の補助はなぜ当初予算計上できないのか。後段の補助とした経緯と理由はということで、既に横山委員のほうで説明がされておりますので、ここでもらったほうがいいかと、関係しているので、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。先ほどご答弁させていただいた中にありますけども、私どもも理由とすると、なぜこのタイミングなんだという、この補正なんだという理由としますと、やはり記録的な一茶のところ、あとは現場サイドの声を拾わせていただいたつもりでございます。

逆につきましても、更新料が非常に高い。具体的に申しますと、やはり50万ぐらいこれ更新料がかかりますので、大変高い金額になっています。

ただ、うちの施策としますと、安心・安全というのが絶対条件の中で、国内にも海外にも

今のところ徹底的に取り組んでおりますので、地域として安心・安全のお茶を作っているという、やはり J G A P というのも、個々が持っているというのは、やはり産地の強みでもございますので、そういったところがばらついてしまう、更新がされていかないということは、やはり産地として、施策の推進にも大きなマイナスとなるものですから、お声を反映させていただいて、G A P については、このタイミングで補正を上げさせていただきました。

あと議会事につきましては、これは先ほどのご答弁とほとんどが一緒になってしまいますけども、計画にない修繕が、額も100万近いものもお聞きしている中では何度でもございましたので、この記録的な安値のところに来てのその出費、突発的に計算に入っていない修繕というのは、やはり経営に直撃している状況をつかみましたので、先ほどと同じように、原則原理の区分、十分承知はしておるんですけども、申し訳ございませんが、このタイミングで補正を上げさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。はい。

○14番（松本正幸君） 14番です。本来 J G A P の要するに認証制度、こういったものを取得する、いわゆる推進をしたわけですね、行政のほうで。そのときに、更新時の関係とか、そういったものに関して支援事業、支援策としていろいろ補助制度を組まないといけないんじゃないかなと思うんですよ。出てきたものへ、今回のケースだと、補正と、何だということになるんですよね。そういうふうに思わないですか、行政として。

そして、あと計画にない修繕というものがどうも気になる話なんですよね。じゃあ、交付要綱にどのように書かれているのか、少し説明をしていただけますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） まず、前段の G A P の部分について、松本委員がおっしゃる創設とともに、更新があるのを分かっているという中で、その組立てであるとか、対応というのが関連の範囲が狭かったかなというところは反省するところかなと思っております。

ちょっと先ほどの修繕の部分につきましては、要綱上、まず対象としますのはメンテナンス、必ずお茶工場の皆さん、工場のメンテナンスは毎年しますし、一茶前に点検もします。問合せも無料ではありませんので、それは外させていただいてございます。

ただ、メンテナンス、点検をしても、あのラインの中のいろんなところに故障が発生するというのがこれ現状でございます。電話に出られない工場も当然ありましたけども、ほぼ全ての工場にそこも電話でご確認を取らせていただきました。どんなにメンテナンスしといて

も、やはり急にぽつと故障が出るもんなんだというようなお話なんですけども、実際にほとんどの工場で、大なり小なりで出ておりました。

今年の一茶以降、最初の稼働前の点検以降、一茶期が始まって、この後、集荷が進みますけども、その間に起こった突発的な故障を対象とさせていただいてございます。

なので、ちょっとこちらも答弁書いてありますけども、メンテナンス、点検、あとは機械ですので、耐用年数なんかを見れば計画的に更新というのは各工場で計画も持っているわけなんですけども、そこに該当しない部分、そして突発的な故障ということで呼んでいるんですけども、その部分だけを今回対象にしております。ちょっとすみません、お答えになっておらず。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。あのね、増田さん、それこそ補助金交付要綱の適用する要件というのはあるかと思うんですよ。その項目をちょっと読んでください。これに該当する要件。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 補助対象経費という部分に該当するかなと。

○14番（松本正幸君） うん。この修理の要するに当てはまる。

○茶業振興課長（増田健人君） はい。

○14番（松本正幸君） はい。

○茶業振興課長（増田健人君） 要綱の第3条に、補助対象経費という部分がございます。そのまま、すみません、読ませていただきます。

（「補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、茶葉の摘採や荒茶加工に関する機械等の突発的な修繕に要する経費で、その総額が5万円を超えるものとする。ただし、国、県、市、その他の団体等の補助金等の交付を受けた又は受ける予定のある事業及び保険適用を受けた又は受ける予定のある場合には、当該経費は補助対象としない。なお、茶農業協働組合については、共通資産である荒茶加工設備に係る修繕費とする。」、以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。はい。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。それでは、補助金交付要綱の制定日、これはいつですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 予算を認めていただいての話になりますので、10月の1日以降という言い方になるのか分かりませんが、その辺りを一応予定をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。本来、その交付要綱が定まってから、要するに予算計上するというのが本来だと思うんですけども、後先なんですよね。そこのところの辺、ギャップがあるんじゃないかなと思うんですけども、本来的に、計画的にやっぱりやらないと、どこかおかしな部分が出てくるという話が出るので、今後このような形にならないように、当初予算へ計上しながら、いろいろ事業を進める、それが本来の形だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ご意見として。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、極めて単純な話なんです、この補正額というのは、これは予備費で対応するんですか、財調ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。一般財源の中の予備費ではないと思います。

○14番（松本正幸君） 予備費には計上されていないの。補正予算。

○茶業振興課長（増田健人君） 起債でと考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番。どこかから、お金が足りないの、持ってこないかんわけだよ。当初予算は、歳入歳出が同じ状況になっているわけなので、足りなければ、どこから持ってこなきゃいけないわけですね。普通は、財調とか何か、取り崩しながら持ってくるか、予備費か、あるいは流用するかということになると思うんですが、この辺ちょっと財政課のほうと話をしてもらえればと思いますけどね。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということです。では、ここはよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、最後20番目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。6款1項3目で、これ茶園管理推進費なのかな。名前ないですね。すみませんけど、名前が変わっていますけれども、内容的にただいま説明いただいた97、18、19で、ラップしているということですよ。一応読ませていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 読んでいただいて質問してください。

○17番（山下 修君） 茶経営安定化対象事業費補助金、使途、修繕内容はどのようなものであったのか、また県の事業補助に該当する面にはないのかということで、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。重複する部分ございますが、ご質疑にお答えさせていただきます。

茶葉の摘採、荒茶加工に関する機械等の突発的な修理に要する経費が補助の対象となり、メンテナンス、計画的な修繕、保険適用、この部分を外した修繕を対象とした事業となります。

また、補助金での部分でございますが、国、県の補助金についてはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 一・二番茶が大変苦しかったと、こういうことなものですから、その時点でいろいろ対応は、機械の修繕等は実際にされているわけです。ということを遡ってという形になるのかなと、そこら辺の対応はどう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。あくまで今回、このタイミングで上げさせていただいたのは、重複しますが、今回の一茶、二茶も含めました健康志向の状況を踏まえてとなりますので、普通の今補助金は3年ぐらいがあれですけど、本当に緊急的に補助させていただきたいと思っておりますので、今年と来年、この2か年しかこの補助金の対象にはしないというところも考えております。あくまでも緊急的というところで、今年の一茶以降の部分と来年の部分の機械の修繕の補助対象とさせていただく予定です。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○17番（山下 修君） はい。たくさん説明いただきまして、ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） はい。以上で、事前による質疑を終了します。

どうしても関連質疑される方は、挙手にてお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 遑ってもいいですね。

○分科会長（西下敦基君） はい。全体で、どうしてもあればということで。

○17番（山下 修君） すみません。1点、商工観光、社会資本総合交付金については、土地開発公社の利用というようなことが答弁であったかと思うんですけど、菊川市には土地開発公社というのは持っていないんですけど、土地取得特別会計というのはあるかと思うんですけども、そこら辺が、これは県の土地開発公社を借りるというような、何かそういう意味なんでしょうか、その説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。静岡県土地開発公社ということで、それを利用できるのは、都市計画事業として事業認可を得た事業が対象になりまして、県庁の前にクロビルってあると思うんですが、あそこに事務所がありまして、そこで公社として借りていただける。

ですから、予算が1,000万円しかなくても、母体の金額があれば、先行取得ということで、どんどん買っていただけるというのが制度としてありますので、それを利用しています。

それをなぜやるかという、先ほどから説明している社会資本という内部率があって、お宅の用地が5,000万円ですよというときに、内部率30%でお金がありませんので、買えませんとも言えないし、先ほど言われているのはどうしても貸しですので、順調に進めるためには、その先行取得を使うことによって、予算がなくともという言い方、変ですけど、担保がありますので、それを利用することによって、順調に土地を買うことが、予算がなくともできます。

ただ、補正予算とかついて、国からもらって、それをそのまま、またお返しするというのをやりますので、その中で、うまく利用するために土地開発公社を使わせていただきました。

あと、議長が言われていた開発公社というのがよくあるんですけど、菊川市にも、掛川もあるんですけど、菊川市には現実的にはないみたいな形になっていますので、そういうのはちょっと利用できないとなっています。

以上です。

○17番（山下 修君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。では、ほかにはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、建設経済部の審査を終了します。

ここで1時まで休憩させていただきます。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時03分

開会 午後 0時54分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩前に引き続き危機管理部の審査を行います。

竹内危機管理部長、主管する課名等をお述べください。

○危機管理部長（竹内浩巳） 危機管理部長です。危機管理部は今回の補正は危機管理課です。

よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。事前の質疑がありませんでしたので、他にある方は挙手をお願いします。タブレットだと96ページで防災施設等管理費で、jアラートの修繕と、地域防災計画策定費が事業費確定の減、大規模地震対策等総合事業費で、委託料が家具転倒、感震ブレーカー等です。ないようですね、以上で危機管理部の審査を終了します。お疲れ様でした。

○分科会長（西下敦基君） それでは、続きまして企画財政部の審査を行います。

勝浦企画財政部長、主管する課名等をお述べください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） すみません、遅くなりまして申し訳ありません。企画財政部でございますけれども、企画政策課、税務課、財政課が所管であります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに、事前通知を提出された議員から質疑を行いますので、1問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。よろしくお願いします。2款1項5目庁舎施設整備事業費で、説明資料が16ページになります。

エレベーターの不具合の原因とエレベーターの使用年数は。それから、法的な点検が義務付けられているが、点検時に指摘されていることは以前なかったか。また1,095万6,000円ですか、の改修工事の内容はということをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。坪井議員のエレベーターに関するご質問についてお答えいたします。

最初に、エレベーターの不具合の原因ですが、各階に到着した際に、扉の開閉の命令を出しますタイマーリレーの不具合によるものでございます。

エレベーターの使用年数につきましては、庁舎建設時から使用しておりまして、40年以上経過していることとなります。

点検時の指摘についてですが、点検は毎月実施しておりますが、タイマーリレーに関する指摘はございませんでした。

今回の補正で計上させていただきました1,095万6,000円の改修工事の内容につきましてですが、制御盤や巻上機、モーター操作盤、ワイヤーロープ各センサー機、地震管制運転装置、停電時、自動着床装置等、エレベーターの稼働に必要な部品やセンサー等の一式を交換する内容になっております。

補足ですが、今現在故障で停止しているところなんですけど、こちらのタイマーリレーの交換につきましては、既存の予算で対応する予定でありまして、今回の補正につきましては、当初、来年度以降に予定していたリニューアルを今回のケースもありましたので、前倒しして実施するものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） タイマーリレーの交換ということ、不具合ですね。タイマーリレーということなんですけど、あと工期ですね、工期どのぐらいなのかということと、それからほかにここまで40年間使ってきた間、パーツの交換やワイヤーの交換とかいろいろな交換やっ

てきているかと思うんですけど、その辺の実績というのは分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。まず工期についてなんですけど、今現在、停止している状態のタイマーリレーの交換につきましては、部品の調達に1か月くらいかかるのではないかとこのように言われていて、ちょっとまだめどが立っていないところですが、大体それぐらいと聞いています。

部品が調達できれば数日で、交換作業自体ができるということを聞いているのが1つです。

もう1つ、補正に上がっているリニューアルの工事なんですけど、契約をしてから部品の発注を行うんですけど、どれくらいの期間で部品が調達できるかが、ちょっと発注してみないと

わからない状況で、今のところで、いつぐらいにリニューアルが完成するかというのは、ちょっと今申し上げることができない状況でございます。これが工期についてでございます。

過去の補償等の補償というか、部品交換の実績のほうなんですけど、2007年の10月に、位置検出器溶接スイッチを交換しておりまして、その前ですと2004年1月に、制御盤内のメインリレー、2003年の3月に、制御盤内のインバーター、巻上機のモーターの交換を行っております。特に不具合が発生して交換というものではなくて、もう古くなったので交換という、こういったものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） ということは、部品の調達を待つてということで、それから工程が決まるということなんですけど、このリレー交換だけを先にやってリニューアルを後にという、そういうことはできないんですか。しかもずっと長くなってしまいそうな気がするんですけど、いかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。一応、そのような形で考えておりまして、まず既存の予算でリレーの交換のほうをやる予定でおりまして、補正のほうが可決しましてから契約のほうを結びまして、本格的なリニューアルを行うような形で考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から。リニューアルっていうのは、もう中を一式、いろんな部品が交換という感じで言っていたんですけども、一式、改訂システムを、そんなイメージでよろしいでしょうか。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） そのような形となります。制御盤も含めてコントロールするもの一式を変えるような形になります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかに質疑のある方はありますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。エレベーターの故障で、被害を受けられたというか、閉じ込められた方が何人ぐらい。体調を訴えたという方もおられたと聞いているんですが、そ

れらは大丈夫だったんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。閉じ込められたケースとしては、1回だけございまして、その際は4人乗られていました。

そのうちの1人は、清掃で来ていただいているシルバーの方がでございます。

〔「民間の、市民の」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（後藤 敦君） 当初ちょっと体調の方が悪いのではという話を聞いたんですが、一応、消防のほうに来ていただいてちょっと様子を見ていただいたんですが、特に体調のほうには異常はございませんでした。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 3人は。そのときに同乗しており、市長のところにお客さんが3名おられて、その方たちは15分ぐらいかな、閉じ込められたのは。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○企画財政部長（勝浦敬豊君） その後そのまま市長室に行って、ゆっくりされたということで、特に体調不良もなく、そのまま面会したということがありました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） そうすると累計で2回あった。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長です。すみません、ちょっと話を申し訳ございません、話を訂正させていただいて、2回ありまして、先ほどお話ししたケースについては4人一度に閉じ込められたのがあって、1人が先ほどご説明しましたシルバーの方で、もう3人が市長のところに面会に来られたのがあって、あともう1回ありまして、それが議会事務局長の、朝のちょっと使うときに閉じ込められたと。そのときはすぐに開いたんですが、はい、その2回です。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。僕も第1回目の、エレベーターが不自然な動きをしたとき、僕も乗っていました。1回止まるかなあ、と思って、4階をオープンにするかなと思って、その間に下にずっと行くかなって、そういう状況が続いて最終的にはもう1回上がって4階でオープンしたっていうので、その時間って気持ち悪かったですね、やっぱり。うん、何となく。だもんで非常ボタンをすぐに見たんですけども、これを押すとみっともないなあって感じがしまして。まあ、そういう状況でしたけれども。やっぱり停止した時点でね、やっぱり何らかの市民にいわゆる与える影響っていうかね、やっぱり言うとなんかの形で身体的に何かをこう持ってる方って、弱いところを持ってる方っていうのは基本的に上へ上がることは非常に困難だと思うんですよね。そういった対応ですよ、本来。

また経過として議会の、要するに定例会が始まって、やっぱり傍聴に来られる方あるわけですよ。市民に対するこの市長はサービス業だって言うけれども、やっぱりそれはサービス業の一環としてやるべきことをやらないといけないんですよ。市民に申し訳ありませんがっていうことで、これこれこういう理由で、少しエレベーターが使いませんので、ご了承くださいとか、もし体調が悪い方とか、具合の悪い方ありましたらっていうことで率先して、逆にそういう方が多くなれば1階で受付をして担当を呼んだり、そういうことがだって1つのサービス業ですよ。だから対応のマニュアルっていうかね、要するに。こういう事故が起こって人に危害を加えたとか、そういったあれはなかったのでもいいんですけども、対応マニュアルっていうものもあるんじゃないかなと思うんですけどね、いわゆる故障時、そういったものも考えておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。そういうことに対してね、担当課としてどのように考えているのかお伺いしておきます。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） すみません、ご迷惑をおかけしました。一応、故障時の対応としては、今回のケースも含めてなんですけど、すぐに業者のほうには連絡しまして、一度目に議会事務局長が閉じ込められてしまったときにつきましては、タイマリレーが幾つもあるんですが、6つあるんですけど、そのうちの1つは交換をさせていただきました。それで解決するのかなっていうふうに考えたんですが、ちょっとそれで解決しなくて、また停まってしまうことが起こったので、今回、全部交換するような形で対応を取らせていただいています。

あと2階以上に、住民の方で2階以上にご用がある方につきましては、張り紙をちょっとしてあるんですが、受付に申し出ていただければ、下まで担当が降りていくようにしております。

まして、一応、庁舎内にもそのような形で対応してくれということで周知のほうはしておるところです。

こんな形で、根本的な解決にはならないんですが、そのような形で対応のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） マニュアルを少し質問したけどどうですか、対応マニュアルですかね。どんなものを考えたらどうだという1つの。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） マニュアルについてはすみません、今のところ整理をしていませんので、そのケースごとにちょっと対応のほうを考えていくところなんです、ちょっとまたそこについては検討のほうをしたいと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わりました。14番。

○14番（松本正幸君） それこそね、僕思っただけが1回目、2回目あったわけですね。

その1回目の、要するに関係で、いわゆるさっき言われた何センサーですか、タイマーリレー、タイマーリレーを、それをある程度もう一つのが変えてどうのこうのっていう、それでまた再稼働して要するに一つ停まってしまったということはありませんでしたね。それでもって議会事務局長が閉じ込められた。市民が閉じ込められた、2回目の。

○財政課長（後藤 敦君） 2回目で市民が閉じ込められました。

○14番（松本正幸君） そのときに何かあると、もう当然、管理責任ですよね。本来、しっかりした点検改修をして、再度、エレベーターの修復をするっていうのが本来の形だと思うんです。やっぱり安全管理を怠ったっていうことだと思うんですよね。そういったものに対する対応マニュアルっていうかね、そういったものをしっかりする必要があるんじゃないかっていうことで質問させてもらったわけ、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） すいません、対応のマニュアルにつきましては、どういう形でというか緊急対応すべきことをまとめまして用意したいと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ事前の審査は終了となります。ここでほかのところとか、質疑があればお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で企画財政部の審査を終了します。ここで執行部は退席してもらいます。お疲れさまでした。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。それでは、ただいまから議会基本条例11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、議員間の自由討議を行います。

今回の補正で、総務部だと時間外手当が各課から出ていたことと、あと企画財政部、エレベーターのことで、建設経済部も結構いっぱいありましたので、そこら辺でご意見があれば。16番。

○16番（横山隆一君） 先ほどから、16番ですが、何回も出ていますが、補正予算の在り方がやっぱり何度も過去にも指摘をしてきたにも関わらず、今年についても出てきている。都市計でもありましたし、産業振興課でも、あるいは下の道路維持管理についても小菊荘についてもそうですね。もう一度、執行部に補正の在り方、やっぱりもう一度してもらわないと議会として大した審査ができないですね、やっぱり。それぞれの事業における審査はいいにしても、財政全般を見たときに予算の在り方というのを明確にしていくべきだと私は思いました。そんなことを強く感じました。

○分科会長（西下敦基君） では、この補正の在り方についてほかにご意見があればおっしゃっていただければと思います。14番。

○14番（松本正幸君） 今、横山委員が言われたとおりであると思いますけれども、やっぱり何度も何度も言って直らないというのは本当におかしいんですよ。いわゆる、その総計予算主義の原則というのが基本的に分かっていない。そういうことだと思うんですね。ですので、やっぱり行政は、そういうことを言われるっていうことは、審査ごとにたびたび言われているのを直さないということ、見直ししないということ自体がね、全く欠けているんじゃないかなと思うんですよ。なぜそうなるんだっていうことですけども、例えば、担当が変わるとありますよね。同じことを繰り返す。増額の理由とか減額の理由と違って、この前も質疑のときに言いましたけれども、明確に書かれていないもので、基本的にシステムが

多くなるんですよね。なので、そこはそれなりにしっかりと内容を確認して。こういうことだから増額しましたっていう分かりやすい説明書、概要書、こういったものにしていただきたいと思います。

予算と補正予算ってあるんですけども、実質上、予算の関係からいくと、透明性の向上とか、計画性の強化とかいろいろ言われることはありますけれども、責任の明確さもありますよね。当然、予算を上げたんだから、この予算、執行ゼロ。だって事業評価だってもうするわけですよね。そういうことの中からやっぱりやっていかなければ一つの事業として見れないわけですよね。だから補正上がってきた事業が新規事業で上がってきた関係が、お茶の関係であったんですよね。新規で上がっている。なぜ本当に今なんだろうっていうことで、僕は不思議に思ったんですけどね。こういったものは付帯決議を付けるなり、何だりで、やっぱり議会から言わないと分かんないですよね。ただ質疑だけを行っていて、そこで済ませることはなかなか難しいと思いますよ。やっぱり行政として言うべきこと、これは言わないと、議会として言わないといけないと、そういうふうに思っておりますので、ぜひ皆さんの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見になる方は挙手にてお願いします。

〔「エレベーターはどうでしょう」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 後に戻るので。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番、エレベーターに関してですが、部品が調達に1か月もかかるっていうのは、当然と言えば当然かもしれませんが、もう何十年も使っていれば部品もなくなってくるんじゃないかと想像できるんで、市で部品を調達する、保管するのではなくて業者のほうで義務づけるような形で、このタイマーリレーっていう部品を幾つか用意をしておいてもらうっていう、こういう事故が起きたらすぐその部品を購入できるようにしておくっていうのも市としては、お客さんに対してサービスっていうんですかね、それを調達っていうのが指定できる一つの方法だと思いますので、事業者のほうにそういう部品を調達すぐできるように保管をしておいてもらうっていう、そのような形を取っていただけたらいいかなと思いました。

以上です。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、今、鈴木委員が言われるとおり、私も以前から申し上げてきたのが、役所の関連する施設の機械の設備であるとかっていうものの管理化について。やっぱりどうしても行政事務職員っていうのは、言うならば素人が多いですね。ですから専門業者に、役所の今、言う設備だとか機器における維持管理っていうのを任せるんですね、委託をするっていうのを島田市辺りがやったんですね。こういった大きなエラーを起こさないがために、そうしたことをやったらどうだという投げかけっていうんですかね、質問とか、私が何度もしてきているんですが、なかなか大きなお金がかかるということもあって、なかなか踏み出せないんですけど、やはり専門業者にある程度ね。エレベーターはエレベーターで、それぞれの機器においてこのエレベーター1つ単独取ってもこの機械は20年とかっていう、いわゆる耐用年数ってあるにはあるんですが、全体の管理の機能を果たすためのということについては、やっぱりどこかで統括して維持管理をしていくということが必要だということですね。これはやっぱり今、言う行政職員だとできる範囲がどうしても狭くなってしまうということで、できればね、そういった方向で行ったほうがいいかなって私は思っています。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。3番。

○3番（坪井仲治君） 今、メンテナンスの件で1つ。

この行政というのは、メンテナンスは何て言うんですか、事後保全が、保全保護として事後保全が基本でして、予防保全というのはほとんどやっていない状況だと思います。点検結果で悪いところは変えているかもしれないけど、事後保全という方を中心にやっていきますので、そこら辺も予防保全を考えてということであれば安全の確保とかね、そういうこともしていただければすぐに復旧というのは進むかと思います。

もう1つは、お茶のところで今回2つの補助事業ですね、補正かかって一茶の価格が低いということで年度変わってから一茶の低いというのが起きてどこに補助をかけたらいいいかなというところで苦肉の策でこの2つになったかと思うんですけど、それ私自身は致し方ないかなとも思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ありますでしょうか。じゃあ、先に17番。

○17番（山下 修君） エレベーターの関係というのは対応マニュアルちゅうしかりつくっておいていただくということと、そもそも行政の方のBCPというのかなあ、そういった計画がしかりつくられるべきでじゃないのかなと思うんですけども。

この辺りは巨大地震等に発生があれば、通常、エレベーターなんか停まるということは明らかに測定されることなんですけど、そこら辺の、先ほどちょっと聞いたBCPって何かというと、行政としてはそこら辺はどうなんですかね。しっかりそういったものに備えた計画を持っているべきではないのかなと。そういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君）　ほか。

○2番（東　和子君）　ほかでもいいですか。

○分科会長（西下敦基君）　もし関連があれば、はい、8番。

○8番（鈴木直博君）　水道課のほうの部品は幾らか、この旧小笠町の支部ですか、支所あそここの1階に置いてあるんですよね。なもんですから、必ずしもその行政はやらないというのではなくて、ある程度そういうことを見込んで手を打つっていうのも手じゃないかなと。

以上、すいません。

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、関連のなければ東さん。

○2番（東　和子君）　いいですか。2番　東です。先ほどの小菊荘の件なんですけども、屋根の雨漏りの補修がってということで予算を組んでいたんですけども、せっかく今回、募集をしていて応募の件数があつたっていう話があるので、できたら私もう少しリニューアルをしていただきたいと思います。

2年ぐらい前でしたかね、小菊荘でお邪魔したときに、2階の会議室というか、ホールがやはり壁とかが非常にくすんでいて、老朽化というか、何かもう清潔感を逸したような、リスクなんかもそうだったんですけども、やはり企業を誘致してそこでビジネスをするってことであればね、もちろん屋根裏も大事ですけども。そういうところにも予算を組んで、多くの方に利用するような環境を整えていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　関連して御意見があれば。なければほかでも結構ですが。8番。

○8番（鈴木直博君）　8番　鈴木です。今の小菊荘なんですけど、コロナの予防接種で何回目だったかな、行ったときに、あの1階の広間っていうんですかね、あそこで待ってるときに常にこうカビ臭かったっていうあって、管理者がいないとあんなっちゃうかなと思っていましたけども、その間、どなたかにこうお願いをして、戸を開けたりなんかして、風通しをして次につなげられるようにしておくっていうのも普通じゃないかなとちょっと思いました。

○分科会長（西下敦基君）　ほかに御意見があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければちょっと自分からも先ほどの小菊荘。昔、僕がドラマの関係で、島川の歴史のところを回ったりとか、あと小菊荘自体だけじゃなくて、隣の公園も、あそこも一体としての魅力があると思うので、そこの管理も、あっち側は都市計になってくるのか分かんないんですけど、そういったのを含めて、いい状態で見せてあげて、プロポーザルで、また向こうのいい提案が来るような、そんな感じで、ちょっと今回ドタバタだったのかなっていう、ちょっと。本当だったら予算も、当初につけて、こういった予算もつけてやるべきだったかなと思いますので、そこら辺は、そうですね、もう今年度にも来年度にやることをちゃんと頭に入れて、動いていただかないと、今回ちょっと補正の対応が多かったんじゃないかなということが、ちょっと今回、私は感じました。

あと、最初の総務課の人件費のことも、もう少しは松本委員の、やっぱりもうちょっと予算、ちゃんと取っておくべきじゃないかって話があったので、やっぱりそこら辺も、何回も多分、議会からも、ちょっと、もうちょっとちゃんと精査してほしいって言ってくれて言っていますので、そこら辺もまた、今回またちゃんと言って、またそこら辺の、新人がどれくらい入って、どこに配置するかっていうのは、ちょっと前倒しにして考えていくとか、そういうこともできるんじゃないかなと思いましたので、ぜひそういったことを、執行もできる努力をしていただければなあと思います。あと、また説明資料の書き方ですね。そこら辺もまた、改良をしていただければと思います。

私からは以上です。他にご意見がある方は。3番。

○3番（坪井仲治君） 人事面で、2月の当初予算面で、その4月1日、来年の人事構成というのは、語れないと思うんですよ。だから、その人事配置に関する当初予算に反映するというのは、なかなか難しいことだと思います。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 新入の職員さんに対して、多いと、その指導のために、通常の業務を指導のほうに回して、自分の業務が残業になってしまうのっていうのが非常に悩ましいところなんですけども。今年でも、いつでも言うんですけども、そのためにどれだけ使ったか、新入の職員さんが来たためにどれだけ使ったというようなデータもらって、何年も同じように、10何年かというのは、新卒の方は採用するわけですよ。そこら辺をデータにね、こういう新しい、学校卒業したばかりの方が来ると、これだけが、指導として、係長に、主幹に、荷がかかるよっていう、そういうデータを取るべきです。それで、それを予算に、財務諸表に載せるというような試みをしないと、しっかり、今後、改善されていかなきゃいけないん

じゃないのかな、こんなふうに思います。

ただ、あと新入社員の、昨日、任用って言ったけれども、全然違う部署から来て、ゼロからのスタートみたいな、対応というのものもあるのかもしれませんが、そこら辺はちょっとよく分かりませんが、少なくとも、新規、新しく、新年度に入ってきた職員に対しては、このぐらいの、指導で、財務をしなくちゃいけないというのは、データとして取ってもらって、反映していただきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 関連してのご意見とかあれば。別のところで聞いてもいいですけど。

〔「ちょっと何か言いたい」「言いたい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。言いたい思ったんですけど、今の残業時間のところで言いますと、本当に、来年の事務事業の評価とかで、やってもいいのかなっていうのは、ちょっと感じました。

確かに、新人の教育にお金がかかるっていうのも一番の理由に挙げてらっしゃったので、ちょっと精査していただく必要もあると思いますし、あと身内に保育士がいたのであれなんですけど、保育業務に関しては、残業時間が全くつかなかったもので、月に40時間ぐらいは残業していたと思うんですけど、そういうのも、手当は一切なしで、やっていましたので、ちょっとそこら辺の、残業の考え方、費用の考え方がどうなってるのかっていうのは、一度、精査をしていただいたほうがいいのかなっていうのを感じさせていただきました。

あと、話に出ているお茶のところ、本当に、おっしゃるとおりで、補正予算の原則にのっとったら、確かに、茶袋の補助に関しては、確かになぜ当初じゃないのかっていうのは、若干思うところではあるんですけども、坪井さんもおっしゃったように、一茶がかなり低くて、茶業者が悲鳴を出てるっていうのも、事実でございまして、萩のほうでもやめる茶業者が多くて、棚草で大分、空きの畑が出て大変なことになってるっていうのもお聞きしておりますので、この支援、補助金、機械の補助に関しては、ちょっとこの断面で補助していただいて、少しでも茶業者の息継ぎといいますか、先につながるのであれば、いいのかなっていうのを、お話させていただきました。

ただ、ここ、本当に事業効果があったのか、この9月に新規で補正して、本当に効果があったのかっていうのは、精査していく必要があるのかなというのは感じさせていただきました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。大体、よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 大体審議を十分にされたということで、以上で、議案第61号の総務建設分科会所管に関わる項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等を基に、分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副の会長に一任を願います。

この後、引き続き、一般会計予算決算委員会の総務建設分科会及び総務建設委員会を引き続き開催し、令和5年度の決算審査を行います。ということで、次の予定が土地取得会特別会計になってくる（中断）

開会 午後 1時43分

○委員長（西下敦基君） それでは議案第57号 令和5年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

これより総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席人数は9人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、総務建設委員会を開会いたします。

特別会計の決算については、本日採決を行いますのでご承知おきください。

初めに、勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。土地取得特別会計につきましては、財政課のほうを担当となります。よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前質疑はありませんので、土地取得特別会計の決算について質疑のある委員は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、自由討議のほうに移ります。意見とかそちらで言っていたくような感じでお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

では、質疑はなしということで。

○17番（山下 修君） ちょっと質疑していい。

○委員長（西下敦基君） いいです。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下。先ほど都市計画課の関係であったんですけども、土地の取得に関して県の土地開発公社を利用して土地の取得に当たるというような話があったもんですからね、そういうことができるなら、菊川市の土地取得特別会計というものは必要ないんじゃないかなと、そんなふうに思ったんですけども、まだ会計を残す必要はあるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） すいません、土地開発公社のほうで、どういうケースの場合に変えるかどうか、ちょっと自分のほうも勉強不足なんで分からないんですが、土地取得特別会計につきましては、土地を先行取得する必要が発生した場合に、この会計のみ限りまして、その際、財源として公共用地先行取得等事業債という借り入れのほうを上げるようになっていきます。

それで、市の単費のほうが助かるケースがあるので、今のところ想定しているものはないんですが、そういうケースに備えて一応残してあるというような形になっております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 分かりました。よく分からないですけど、これで終わります。（笑声）

○委員長（西下敦基君） すみません、関連してよろしいですか、質疑。借り入れができるということで、何か国のほうから財源措置がされたりとか、そういったことも想定できるのか。特に、はい、すみません。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 特に財源措置はないと思うんですが、一般財源の、すみません、一般会計のほうの財源というか、手持ちの資金のほうが足りなかった場合に仮入れるという手段が使えるという、そういうメリットがあるものでございまして、特に財源とか特に有利なものとか、そういうことじゃなくて、一般会計が苦しかったときに借り入れる手段もできますよという、そういうためのものでございます。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりましたが、ただ一般財源から借入れを起こすっていうことはできないんですか、逆に。そういったもの可能だと思うんですけど、答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） すいません、ちょっと話がややこしいんですが、特別会計のほう

で借り入れるということではなくて、一般会計のほうですいません、ちょっと整理します。

特別会計のほうで用地のほうを取得しまして、それも一般会計で買い戻すときに、借りることができる市債のほうがあるということで、市債のほうはむやみに借りることができるわけではなくて、県内、国のほうで認めてもらえないと借り入れができないんですが、そういう買い戻しのケースについては、借りてもいいですよということになっている、そういう市債を使うことができるという、そういうことでございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ワンクッションあったほうが、財政上やりやすいというふうな感じで、財政措置があるわけじゃないんですけどということですよ。はい、分かりました。

ほかに何か質疑のある方はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、それではただいまから委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

〔「土地開発公社、土地取得」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） このはい、取得会計ですね、特別会計。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。都市政策課のほうで星野部長が説明していたのは、都市計画事業、いわゆる街路事業も含めてだけんですが、要するに道路の拡幅整備、こういったものに関して土地がかかりますよ、この土地を取得しなくてははいけません。でも、お金がありませんというときには、県の開発公社のほうでやってもらうことができる、そういうことですよ。

なもんですから、この特別会計とその土地開発公社とは違うんですよ。要するに、菊川市内の土地を早く先行取得する場合については、この土地取得会計、特別会計を活用してやりましょうっていうことだもんで、本来ならそういうことはあんまりないんだっていうことで、あまり特別会計のほうが使われないんですけども、これがいわゆる工業用地とか、こういった関係が頻繁に起こるようになってくると、本当にありがたい話なんだけれども、この会計を使ってやればいいことだと思うんですよ。

そういうことによって、先ほど説明があったように、一般会計のほうで買戻しをする時に

は、いわゆる起債が借りれるような形がありますよってということで、今説明があったと思うんですけど、そういうことだと思いますんで、実質的にはこれが頻繁に使われるようになると、産業自体のいわゆる菊川市の企業の関係について、誘致活動とか展開とかいろんなものが活発になってくるということだもんでね、そういうことのために置いてあるということだと思うんですけども、現在は要らないような状況にあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことですね。そういうお願いを。

○委員長（西下敦基君） 16番、お願いします。

○16番（横山隆一君） 16番です。手前みそであれですが、私が議員になった菊川町の時代あたりは、土地開発公社っていうのがあって、そのところは毎回報告書を見るんですけどね、何十件っていう土地のあれが出てくるんですね。

当時、右肩上がりで土地をどんどん行政が必要に応じて取得する必要があったということで、そういった状況だったんですけどね、今松本委員が言うように、今担当課でもって先行取得がある程度できるようになってきているという点と、それもし仮に今借金をして土地の先行取得が必要であればですね、やるっていうことでしょうけども、このところいろんな土地の施設ができたりしていますけども、ほとんどそういう例もないんですね。

ですから、私が前から言っているように、煩わしい会計であれば、解消っていうんですかね、なくしてもいいかなというのはね、そこにあるんですよ。

全国の自治体を調べると、やっぱり土地取得会計を廃止しているところは幾つもあるということですね。それが現状だと思います。

○委員長（西下敦基君） はい、ほかにご意見があれば。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほどお二方がおっしゃったように、やはり工場を誘致するためには、ある程度まとまった土地がなければ無理だと思いますし、そのためには先行投資っていうのが必要なんだと思います。

人口を増やしたいとか、人口、そういう話もいろいろ出ていますけれども、人口を増やすためには菊川市に住んでもらわなきゃいけない。そのためには、やはり雇用ということがあるので、それだけを考えるのではなくて、幅広い見地から土地取得しとくということが私は必要だと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見はありますか。

1点自分から、今一般財源でその年で買っちゃって、自分の物にするってことも可能な

と思ったんですけど、何千万だったらそれも可能かなと思ったんですけど、もし開発とかって言うても、10億とかっていうのを単年度で予算化したりとか、あと借りることはちょっとなかなか申請とか、県とかの条件でなかなか難しいって言って、やっぱりこういったワnkッション置いたものでそこで借りて、その支払いを一般会計からしていくっていうシステムが、やっぱり必要ではないかなと思います。

これから大きな開発がされることをちょっと期待すると、やっぱりあったほうがいいのではないかな。全くやらないんだったら要らないと思うんですけど、やっぱり企業誘致とかこれからも発展していくには、そういったことも考えていく必要があると思いますので、なかなか動いてないんですけど、将来のために必要な会計としては、私は認識ができたと思います。

以上となります。

ほかにご意見のある方は。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 大体意見は出尽くしたということでよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） はい。それでは、採決をいたします。議案第57号 令和5年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定するものとすることに賛成の方の挙手を求めます。山下さん、挙手ですかね。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、挙手全員ということで、議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第57号 令和5年度菊川市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終了します。

ただいま出されました意見等を基に委員会報告を作成し、27日の本会議にて報告させていただきます。

閉会 午後 1時55分

開会 午後 1時57分

○分科会長（西下敦基君） それでは、一般会計予算決算委員会の総務建設分科会に切り替えます。

議案第53号 令和5年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会の所管に係る項目についてを議題とします。

初めに、企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

企画財政部ですけれども、企画政策課、財政課、税務課が所管となります。なお、併せて会計課のほうも一緒にご審議ということでもありますので、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、企画政策課の決算審査を行います。

質疑は通告順に行いますので、私からまず質問をさせていただきます。

1つ目、2款1項1目庁内情報システム運用費ということで、説明資料のタブレットだと4ページで、紙だと2ページです。質問項目として、RPA等を活用して、コロナワクチン予約業務等の自動化をしたとあるが、RPAの活用は、どの程度進んでいるのか。システムを作成できる職員は、どの程度いるのかお伺いします。

答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

RPAにつきましては、労働力不足や働き方改革の推進などから、時間のかかる繰り返しの作業等を自動化することによって、業務時間の削減や作業ミスの防止など、業務効率化や生産性向上が期待できるため、令和2年度に導入をさせていただいたものでございます。

導入から4年が経過しておりまして、これまでに14の業務を自動化しております。自動化した業務の例といたしましては、住民異動の情報をコロナワクチン予約システムに反映させる作業ですとか、浜松市の区の再編に伴いまして、住所の変更を住民情報システムの宛名の台帳のほうに反映させる作業など、単純な作業ですが、費用や労力、時間のかかる業務が主なものとなっております。

継続的に利用する業務が多く、業務時間の削減効果も年々増加しておりまして、令和5年度の業務時間の削減効果につきましては、約955時間程度になると換算をしているところでございます。

なお、RPAのプログラム作成ができる職員につきましては、本市におきましては、R P

Aに係るプログラムの作成は業務委託により行っておりますので、現在、プログラムを作成できる職員はおりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑が、プログラムを作成できる職員がいないということで、ここって大変難しいのですが、ある程度、分かっているならば、庁内でいろいろもっと進めることができるのかなと思ったんですけど、答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 今、RPAのプログラム自体は、専用のソフトウェアを使って業者にやっていただいているので、職員がやるというのは難しいかというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

令和5年で、去年は955時間だということで、新しくやったのが幾つぐらいあったということですか。やっていく業務が年々増えていっていると思うんですけども、それについて令和5年度は幾つだったのかをお伺いさせてください。答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

令和5年度に新しくプログラムをつくった業務については3業務になります。先ほどお話しした区の再編のものですとか、預金調査の対象者の一覧をつくるもの、あと同じく、その対象者の表一覧をつくるものの全部で3種類の作成をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁ありがとうございました。

すみません、確認ですけれども、事業成果の②のところで、RPA等で625時間の削減効果とあるんですけども、先ほどは955時間とおっしゃられたと思ったんですけども、時間がずれているのかなと思ったんですけど。もし分かればで。955時間が先ほどのあれで、もしこれと違うなというのが分かればと思ったので。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

今、各業務ごとで積み上げているのが955になっていて、955は令和2年度からのもの全てが入っているものですから、積算の関係で、決算書を作るときに数字が違う集計になってしまったんですけども、令和5年度全体でいうと955時間で間違いはないかと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上とさせていただきます。

次に、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。2款1項1目の同じく庁内情報システムということで、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況はどの程度か。現状の事務処理効率化に向けた検証とシステム活用による効果をどのように捉えているかということで質問させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

まず、自治体情報システム、庁内情報システムの運用ということで、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況についてでございますが、全体のスケジュールといたしまして、国が定める移行期限が令和7年度末までに移行完了を目指して取り組むということになっております。

本市における具体的な取組といたしましては、令和4年度に自治体情報システム標準化・共通化の専門部会とワーキンググループという庁内組織を設置いたしまして、まず庁内における推進体制をつくりました。令和5年度に現行の住民情報システムと標準化のシステムの仕様を比較しまして、新たに生じます業務上の課題について洗い出しをし、解決策を検討するというフィットアンドギャップという作業を行う、各業務担当課のほうによって実施するとともに、情報システムで用いる文字情報につきまして、標準化後に使えなくなってしまう文字がございますので、それを標準化後に実際にシステム上で使える文字と比較をいたしまして、字形が似た文字を標準化後に使える文字のほうで集約するという作業、文字同定作業というものを実施しております。令和6年度におきましては、引き続きフィットアンドギャップの作業を行うとともに、国が定めます標準の仕様を満たす標準準拠システムへの移行作業を進めているというようところでございます。

次に、現状の事務処理効率化に向けた検証とシステムの活用に関する効果ということでございますけれども、現行システムは本市の事務フローに合わせまして、機能を追加・改修することで最適化をしておりますが、標準化後は国の定める標準仕様を満たす標準準拠システムを使うこととなりますので、短期的にはシステムに係る経費も増大することが見込まれますし、職員の事務効率も下がるということを懸念しております。長期的に考えれば、システムが標準化・共通化されることで、国の想定では低コスト化すると見込まれておることと、他自治体の工事例を、本市においても、運用上、横展開が可能となるというような場合もありますので、近隣の自治体の業務の広域化なども含めて業務効率が図られていくと、そうい

ったことが想定されております。今後も、引き続きシステム移行の作業と業務フローの見直しを行いまして、業務の効率化が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。全体の中でも半分ぐらいが順調に進んでいるという形でよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 全体のスケジュール、作業の進行でございますけれども、もともとの予定もそうなんですけれども、実際のシステム自体が、私どもが導入しようとするものの形が、しっかりまだできていないので、それに向けた準備は予定どおり進めておりますけれども、後半のほうでは過密スケジュールになるかと、そのように考えています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 3番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。2款1項1目ICTの施策推進費であります。これは成果書のほうが6ページになります。庁内外で利用できるものを利用できる電子申請システム、L o G o フォームを活用し、電子申請を推進するための課題と、住民視点、また職員視点の課題は何か。また、業務の効率化につながったものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

まず、電子申請を推進するための課題及び住民視点や職員視点の課題についてでございますが、電子申請を推進していくための共通する大きな課題として、使っていただく方、あと職員もそうですけれども、行動変容を促すことの難しさが上げられると考えております。電子申請を推進する上で、住民視点の課題、例えば高齢者向けの体操等の教室の申込みなどを受ける場合には、対象者にはスマートフォンの操作にまだ慣れていない、あまり使っていないよというような方もいらっしゃるし、そういったケースでは、特に電子申請化というのを希望されるということも少なく、なかなか導入についてはハードルが上がっているかなと、そんなふうに考えております。

また、職員視点では、現在の業務に追われているというような状況の中で、現状、紙で問題なく受付ができてしまっている業務について、電子申請のフォームを作成したり、住民に改めてその形で導入しますよという周知を行う、なかなか余裕が作り出せないというようなケースが見られます。

こうしたことから、個々の業務を進めるに当たりまして、本来の業務目的に申請ということが直接的に影響を及ぼすということがなかなか見込めないときに、また、その電子申請もどのくらい使ってもらえるか、申請化の効果も大きく見込めないというような状況の中で、無理をして電子申請化するということも難しく、今は必要に応じて導入をしているというような状況になっております。

次に、電子申請システムが業務の効率化につながったかについてですが、効率化できた例といったしましては、アンケート等の集計と分析作業が上げられるかと思います。アンケートにつきましては、計画策定の準備段階ですとか、イベントの終了時など、多くの課で実施をするケースがありますが、紙のアンケートの場合、集計作業に要する時間がかかっております。この点につきましては、電子申請によるオンラインアンケートとすることで、集計に要する時間を大幅に削減でき、また、その後の分析もスムーズに行えるようになることから、業務の効率化につながっていると考えているものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑がございますか。14番。

○14番（松本正幸君） この電子システムなんですけれども、L o G o フォームを使ったということなんですけれども、この選考の理由は何だったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

現在のL o G o フォームの導入ですけれども、令和2年度までは静岡県が県下一律で導入していました静岡電子サービスというものを使っていたんですけれども、そのサービスが終了になるということで、改めて使い勝手等を見ながら、L o G o フォームが使いやすいということで、使わせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっと調べてみたら、俗に言うスマートフォンとかパソコン、それからオンラインの手続きができるということの関係があるようなことを聞いているんです

けれども、要するに、職員の採用試験に、こういったL o G o フォームを使って活用しているところがあるんですけども、近々、こういうオンライン申請ができる可能性、今現在やられているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

職員の募集の関係は、今使っているという状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問は。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 次は4番目の質問、須藤議員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項7目地域連携推進費について伺います。説明資料18ページ、タブレットでは20ページになります。

レンタサイクルの効果検証に基づく周遊マップの作成とありますが、事業効果について。

また、令和4年度決算でも流域連携協議会や清流を守る研究協議会において、参加者数に苦慮したとありますが、改善の見通しはあるかについてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

地域連携推進費の、まずレンタサイクルの周遊マップの事業効果についてでございますが、レンタサイクル事業は、商工観光課が令和4年度に県の観光協会の伴走支援を受けまして、来訪者と宿泊者のデータの分析結果を踏まえまして、若年層をターゲットとした市内周遊を促進するために、令和5年度に開始をした事業となっております。

周遊マップの作成に当たりまして、レンタサイクル事業のターゲット層に近い年齢であります大学生の意見を取り入れるため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムという連携事業の中のゼミの研究室と地域貢献推進事業という事業で周遊マップを作っていただくこととしました。作成いたしました周遊マップにつきましては、レンタサイクルステーション、ENGAWAとか小菊荘とかイベント等で配布をしているという状況でございます。

事業効果につきましては、今回、効果検証を大学のほうに依頼した商工観光課のほうで、大学生目線でのスポットでの楽しみ方や潜在的な魅力のコメントを記載し、マップを作成することができ、茶畑や河川敷などの市民には当たり前となっていることが市の魅力だと再発見できるよい機会となったこと、あと、店舗の方々とお話をしてもらったことで、観光の受

入れ側のマインドの醸成につなげることができたと、そのような評価をしており、また、レンタサイクルの利用者からは、マップがあると立ち寄り場所が分かりやすいですとか、知らない場所を知ることができたなどと評価をいただいております、レンタサイクル事業とともに市の観光事業の推進にも役立てることができたと考えております。

次に、協議会における参加者確保の改善の見通しについてでございますが、本年度においては、大井川の清流を守る研究協議会が実施する大井川の源流部を学ぶ視察会で、前年度の参加者の声を踏まえまして、これまでにはありませんでした新たな視察先を組むということで、参加者の希望に沿った内容に変更をし、参加者の確保を図ってまいります。

また、大井川長島ダム流域連携協議会では、実施するイベントが主に長島ダム周辺の川根本町で開催がされておりますので、大井川下流域の住民にとってはイベント会場までの移動が負担となっておりますので、こうした点も踏まえまして、令和7年度以降、大井川下流域を会場としたイベントのほうも開催し、新たな参加者の開拓を図っていく予定となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。商工観光課の事業だということで、すみません、ちょっとお聞きの仕方があれだったかもしれないんですけども、事業成果の中に、効果検証に基づく周遊マップを作成してもらったというのがあったので、聞かせていただいたんですが、これは大学生の声を聞いての効果検証という形で、数値データで実際に利用者が増加したとか、参加者の満足度アンケートを取ったとか、そういった数値とかアンケートに基づく検証を行ったわけではなく、あくまで大学生に検証していただいたということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 今回のはマップを作成していただくということで、実際に、ちょっと大学はどちらか忘れてしまったんですけども、大学生の方に自転車で市内を巡ってもらって、どういうところがいいかというのを見ていただいて、そのマップを作るということをしてもらったものですから、数値的な形での検証という形ではなかったと記憶しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしければ、5番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。お願いします。

2款1項7目です。出会い・結婚サポート事業費ということで、成果書が19ページになります。補助金の支給は申請した者のみか。予算上限に達した場合は受付を終了とあるが、緩和することはできないのか。また、1年間で結婚につながったのは何組かということで質問します。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

出会い・結婚サポート事業費ですけれども、本事業費は夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満の世帯における婚姻に伴う住宅取得費用等の補助を行う結婚新生活支援事業費補助金の事業と、あと県が市町と連携して設置運営しております、ふじのくに出会いサポートセンターに係る、ふじのくに結婚応援協議会の負担金の2つの事業の経費になりますけれども、1つ目の補助金の支給は申請した者のみかということについてですが、結婚新生活支援事業費補助金は、結婚した時期や年齢、夫婦の所得など、要件を満たし、申請をした補助金支給決定者にのみ支給をしているというようなものとなっております。

2つ目の予算上限に達した場合は緩和することはできないかについてでございますが、補助事業の性質上、予算の範囲内での補助金の支給となりますので、上限に達した場合に緩和するといったような運用については想定しておりません。

できるだけ多くの新婚世帯に対して、新生活に伴う住居費などの支援を行うために、令和5年度には前年度比の600万円増の900万円の予算をお認めいただきまして、前年度比から7件増の16件の支給を実施することができました。支給金額といたしましては、前年度比で320万3,000円増の620万3,000円となっております。

最後の1年間で結婚につながったのは何組かについてでございますが、こちらは県と市町が連携して設置しています、ふじのくに出会いサポートセンターのほうの状況になりますけれども、令和6年3月31日時点の県全体の登録者が1,162人、うち菊川市が28人、うち令和5年度1年間の成婚率はサポートセンター全体で30組、菊川市内の登録者ではお一人が成婚をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

上限に到達した実績はございますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。

初年度に、予算いっぱいになってしまって支給できなかったという例があったと記憶しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（坪井仲治君） いいえ。

○分科会長（西下敦基君） これで企画政策課のほうが終わりにになりました。

次が財政課のほうに移らせていただきます。財政課はいっぱいあります。

6番目の質問を私から質問させていただきます。2款1項1目行政経営推進費ということで、須藤委員と2つ質問が出ていますが、自分の分では、業務改善と職員提案の効果の大きかったものはどのような内容であったか。また、提案によって内容評価に影響はあるのかをお伺いします。答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

業務改善、職員提案の効果の大きかったものの内容は。また、提案によって内部評価に影響があるのかについてのご質問にお答えいたします。

最初に、業務改善、職員提案の効果の大きかったものについてですが、効果には市民サービスの向上や業務時間の削減、経費の節減等、様々なものがあります。このため、一概に効果の大きなものをご報告することが難しいため、庁内で組織する事務改善委員会において優秀事例を選定しておりますので、その中から報告をさせていただきます。2点あります。

1つ目は、菊川病院総務課の事例になります。これまで職員に配付する予防接種の予診票につきまして、名簿から氏名等をコピーアンドペーストして、一件一件通知を作成、印刷していたため、手間と時間がかかり、また、コピーするデータを間違える可能性がありました。これらの処理をエクセルの関数等を利用して、一覧表から転記、印刷までを自動化させたことによりまして、業務時間の削減、事務ミスの防止、庁内連携を図ることができました。

次は、子育て応援課の事例になります。母子健康手帳等の交付につきまして、これまで予約制ではなかったため、職員は突然の来所に対応する必要があり、母子健康手帳等の作成を

その場で行っておりました。このため、お客様には準備が整うまでお待ちいただく必要がございました。また、職員が健診等に対応中の場合もありまして、その場合は健診の合間を縫って対応することとなるので、来所された妊婦さん、健診受診者共に、ご不便をおかけすることがございました。本業務を電子申請を利用し、予約制としたことで、職員が事前準備することが可能となりまして、お客様の待ち時間の短縮、事前に必要な情報が分かることにより、職員の業務時間の短縮も図ることができました。なお、来所される時間が明確になったことによりまして、相談室等を確保し、プライバシーの保護にもつなげることができました。このような業務改善が全ての職員から提出されております。

次の提案によって内部評価に影響があるのかについてですが、業務改善等を行うことで、人事評価の能力態度評価の企画・構想や改善・工夫の評価要素で評価されることとなります。以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。どんなにいい提案をしても、多分5,000円しかもらえなかったが、表彰制度とかもあったと思ったので、内部のほうで評価をちゃんとしてくれるということで確認をさせていただきました。自分からは以上です。

次に須藤委員から同じところで質問が出ていますのでお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。同じところで、課題に小菊荘及び体育施設に係る指定管理者の選定を進めていくとありますが、見通しをお伺いいたします。補正でもちょっと伺ったんですけれども、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

須藤議員の課題に指定管理者の選定を進めていくとあるが、小菊荘、体育施設に関わる指定管理の見通しはについて、ご質問にお答えいたします。指定管理者の選定につきましては、外部委員を含めました指定管理者選定委員会を組織し、本委員会において選定を進めております。

今年度につきましては、同時期に2件の選定委員会を開催していく必要がありまして、資料の作成や各委員との連絡・調整、開催時期の調整等が通常より難しいことから、課題として上げさせていただいたものになります。

見通しについてですが、小菊荘及び体育施設の指定管理につきましては、それぞれ第1回の選定委員会を開催しておりまして、募集要項等の内容や募集の方法等について、協議、決定しましたので、現在、担当課において指定管理者の募集を行っているところでございます。

募集期間が終了した後、第2回選定委員会を開催し、募集内容の確認や募集团体によるプレゼンテーション等を行い、最終的に指定管理者を決定することとなります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。8番目の質問に移ります。東委員からお願いいたします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

2款1項3目決算分析事業費、7ページです。財務書類の作成・分析は市の財政状況を把握し、将来像を考える上で非常に重要な役割を占めている。そのため、担当職員には高度な知見が必要と考えるが、研修内容と要する時間を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

財務書類の作成・分析に関わる担当職員の研修内容と要する時間はとのことですが、本事業の研修会は、公益財団法人静岡県市町村自治振興協会が主催する地方公会計制度改革実務研修会及び静岡県が主催する行政経営研究会の2つの研修がございます。令和5年度の研修内容と要する時間ですが、地方公会計制度改革実務研修会では、財務諸表の作成実務や分析・活用を目的とした担当職員向けの研修が3日間、さらに作成意義や活用方法について理解を深めることを目的とした管理職向けの研修を1日、計4日間の研修となっております。また、静岡県が主催する行政経営研究会では、財務書類の作成に関する研修ではございませんが、財政運営の視点から、指定管理者制度に関する研究として、データ分析、具体的な事例を用いた研修会を3日間受講しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

今、課長のおっしゃる財務諸表に関する3日間、それから幹部職員から1日というのは、両方とも幹部職員を対象にするのでしょうか。それとも、その財務諸表に関しては別の職員を対象とするのでしょうか、それを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

財務書類の作成実務につきましては、実際に作成に関わる担当の職員が当日受講しまして、活用とか、その辺につきましては管理職のほうが出席するような形となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） では、9番目の質問を横山隆一議員からお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。

2款1項3目予算編成・執行・管理事業費、決算書の39、成果書の8ページです。菊川方式PBが赤字になることの議会との共通認識についてということなのですが、お答えできますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

菊川方式プライマリーバランスの赤字になることの議会との共通認識ですが、菊川市では菊川方式プライマリーバランスの市債の借入れにおいては、借入額が償還元金を上回らないこと、基金においては取崩し額が積立額を上回らないことというルールを意識した予算編成を行っております。プライマリーバランスの状態の議会との共有につきましては、当初予算では菊川市当初予算概要の中で市債と基金の状態を記載しておりまして、決算につきましては、事業成果書の中に記載する形でお知らせをしております。近年の大型事業によりまして、一時的に借入額が増額すること考えられますが、普通交付税措置がある起債や借入れ等を前提とすることで、将来的に財源を確保しまして、実質的な市の負担を抑制していく予定です。財政健全化に向けては、今後も決算等の報告の場において、議会と情報を共有しながら進めてまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） では10番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

歳入のほうの17款2項財産売却収入、予算書が6ページになっています。財産売却収入738万5,545円で、決算監査資料では市有地の売却2件となっているが、詳細説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

松本委員の財産売却収入、市有地売却2件の詳細説明とのご質問ですが、お答えいたします。まず、決算書の3ページにあります財産売却収入738万5,545円は、財政課以外の部署、例えば車両売却収入なども含まれた金額でございます。全てが財政課における市有地売却の額ではございません。また、決算監査の対象となる要件は、市有地売却額100万円以上となっておりまして、令和5年度につきましては対象が2件あったもので、このほかにも100万円未満の売却があるところでございます。

決算書の23ページにありますとおり、財政課での市有地売却については、総額で426万2,990円の5件の市有地を売却しております。売却先につきましては、3件が個人、1件が市内の法人、残りの1件が静岡県となります。個人の方、3件につきましては、自己所有の土地との一体利用のため、払下げの申請をされておりまして、市内法人につきましては、法人所有地の隣接地を事業用敷地として利用されたいとのことで、払下げの申請がありました。静岡県につきましては、吉田大東線の防災安全交付金事業により、県から市有地売買について協議があったこととなっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

今回は、このような形で基本的に売払いがされたということでありますけれども、基本的に長期財政計画とか、いろいろ書かれているところでありますけれども、要するに、いわゆる市有地の関係でありますけれども、結構土地があるかと思うんですけれども、その関係の活用方策、そういったものの具体的な計画というんですか、今後の活用計画というんですか、こういったものが策定されているのかどうかをお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

具体的な年次計画といったものというのはいりません。どういうふうに活用を決めていくかといいますと、公有財産の活用検討委員会というのがございまして、そちらのほうに活用可能ではないか、可能性のある土地のほうを上げさせていただきまして、委員の中でご意見を聞かせていただきまして、売れるものに売ったほうがいいだろう、売る活用の方法として売却が適切であろうというものについては売却、貸付けのほうがいいだろうということな

ら貸付け、こういった形で方針を決めまして対応のほうを行っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

幾つかの活用方法については、パターンを決めてやっているということなんですけれども、さらに活用が進むような、そういうような形というのは、今現在取られているのかどうか。要するに、長期財政計画で示されたものに、基本的に財産の売払いをして、これだけやっておきますよというものが、恐らく計画的に入っているかと思うんですけれども、その関係についてはどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 検討委員会で、今のところは方針を決めるという形がメインとなっておりまして、特に、それ以外で新たな活用方法を検討するということは、今のところやっております。まず検討委員会のほうに諮って、そこで方針を決めまして、そこでの決定方針に基づきまして対応しているのが実情でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 確か長期財政計画に示されているものは、歳入の確保として市有財産の売却と活用と位置づけがされておりますよね。そういう形の中で、推進をしていかないと、今、検討委員会、活用委員会みたいなものが組織として存在しているということです。そこら辺の組織を活用しながら進めるべきではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 委員会のほうが、そういう形で組織をつくりまして、開きまして、その中で有効な活用方法につきましては、他の部署からも上げていただきまして、有効なものがあれば積極的に改良のほうをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。

いわゆる市税、こういったものが基本的に、ここ十数年来、上がっていないですね。72億から74億円くらいで、ここを推移しているという方の中で、できれば財政のいわゆる安定

財産に枠を持っていけるかどうか分かりませんが、基本的にこういうことを歳入の増の政策として打ち出しているもので、やっぱり打ち出しているということはプランを持って進めているということがありますので、ぜひそういった関係についても力強く進めていただきたいと思いますのでお願い。

とにかく市有地でありますので税金が入ってきませんよね。ほかへ渡せば税も多くなるわけですよね。ということでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 最後はご意見でよろしいですか。

すみません。自分で聞きたいことがあるんですが、払い下げの申請というのは、この土地が市のものだと分かっていて払い下げをしてもらうように申請しているのか、それとも市が結構持っている土地ってまだまだあると思うんですよ。それって何か、どこか情報公開して、欲しい人には売れるような体制になっているのか、そういったのをちょっとお伺いしたいんですけど。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

全ての土地を公表しているというわけではないんですが、一部の土地につきましては、商工観光課のほうに企業誘致のためにお知らせするホームページのほうで、そのメニューのほうがございますので、そちらで公開しておりまして、そのほか細かいところにつきましては、購入を希望される方がお自身で調べまして、申請のほうを上げてくるような形となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

次の質問に移らせてもらっていいですか。関係することだと思うんですけど、11番目の質問は横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山隆一君） 11番 横山です。

2款1項5目の市有地管理費ですが、今と同じような質問ですが、市有地管理の貸付売却に対する状況と考えて、今、松本委員のところで大体答えてくれたんで、状況も私も分かってますのでいいんですが、今、これに関連というのは聞いたので大体分かるんですけども、今、この委員会において、市有地売却であるとか、払い下げであるとか、そういった委員会でっていう話なんですけど、これ計画的に取り上げながら積極的に売り払っていくっていうことが絶対必要なんですね、これって。今、松本委員も言っていましたけど。持って

いると行政の負担になるばかりなんですよね。ですから、ホームページで公表していることも承知していますけども、これは委員会で計画的にもう売却していくっていう方法を今後取っていかないと大変だと思いますよ、正直。ですから、答えはいいです、そんなことでぜひ進めていっていただきたいと思います。

ただ、前に、規制緩和で赤道が規制緩和で権限委譲されたんですよね。赤道なんかの処分なんかも、ほとんど広報紙なんか出てないんですけど、これもどんどんやっていってもらわないと非常に大変だと思いますのでお願いしたいです。

○分科会長（西下敦基君） すみません、一応、質問だけになるので。向こうも答えも多分準備されているので、これだけ読んでもらって答弁もらわないと。とりあえずお伺いします。一応、多分、ちゃんとした答えを用意してくれてると思うので。質問事項だけちゃんと読んで、市有地管理の貸付・売却に対する状況と関係をとという質問が陽仁議員から出てますので、答弁をお願いします。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

市有地管理の貸付・売却に対する状況と考え方になりますが、売却だけではなくて貸付も含めてちょっとお答えをさせていただきます。

貸付を含めると総収入額は2,511万5,596円で、各自治会や事業等68件の貸付先と契約をしておりました。

次に、令和5年度の市有地売却の状況ですが、収入総額は先ほど売却につきましてはご説明しましたが426万2,990円で、市民の方や市内企業、あと県に対して5件の市有地の売却を行っております。

市有地売却貸付の市の考え方につきましては、議員がおっしゃられましたとおり、土地については所有しているだけで管理費が生じますので、貸付や売却は積極的に進めたいと考えておまして、先ほど申し上げました公有地検討委員会、こちらのほうで有効手段を検討しまして、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 12番目の質問を坪井議員からお願いします。

○副分科会長（坪井仲治君） その他施設関係ということで、成果書の12ページです。駅前公園の故意による器物破損に対する対策が取られているかということです。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

駅前トイレの破損に対する対策が取られているかということですが、駅前トイレにつきましては、トイレという性質上、カメラ等の設置等はちょっと難しいところございまして、利用に関する貼り紙等はもうして、対応はしているのですが、器物の破損防止のための決定的な対策には限界がある状況でございます。駅前トイレは利用者が多いため、今後も器物破損等があった場合には早急に修繕を行いまして、利用者にご迷惑をかけないよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

再質問ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、次の質問を、13番目の質問を隆一委員、お願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。2款1項6目の地区振興費、決算書の41ページの成果書の14ページです。土地の賃貸借についての考えと推進について、お伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

横山議員の、土地賃貸借の推移と考えと推進についてのご質問にお答えいたします。

地区振興費につきましては、各地区の財産部会が実質的に管理しております市有地につきまして、貸付を希望する事業者からの要望を、市及び財産部会に協議しまして、問題がなければ市と事業者が賃貸借契約を行います。

市との契約に伴う貸付料については、一旦、市に納付いただきまして、市では、貸付料相当額を財産区からの申請によりまして、補助金として、公募しているものでございます。

賃貸借についての考えと推進ですが、貸付を行うことで、財産部会の管理負担の軽減、収入の増加につながると考えておりまして、事業者からの要望があつて、財産区でも問題がなければ進めるべきと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） この土地の、財産区というのは、今では決められているのは、高橋とあるべきだったじゃない。高橋と西方……

〔発言する者あり〕

○16番（横山隆一君） 昔はね、うちの最初のときはみんな条例で定められていたんですけど、仮に、こういった財産区が、ここでも高橋もそうなんですが、金額を決めるにはどういう金額の決め方というんですかね。市がここの場合なんかでは1回預かって、という流れになるわけですね。この金額の設定というのはどう決めていくんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 市から直に貸し付けるときと同じ方法なんですけど、固定資産税の評価額を基に計算をして、金額を決めて、それで地区のほうと協議をしまして……。

○16番（横山隆一君） 決めるんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 再質問ございませんね。

そしたら14番目の質問も隆一議員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。13款の1項1目ですが、予備費ですね、成果書の129ページのタブレットの31ページですが、予備費の適正額と予備費対応、補正での対応との違い、また判断はどのようにしているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

予備費の適正額と予備費対応、補正対応との違い、また判断をどのようにしているかのご質問ですが、予備費は緊急に予算外の支出、または歳出予算を超過した支出が発生した場合で、現予算の流用で対応できない場合に、必要性を吟味した上で、充用することとしております。例年、当初予算で3,000万円を計上しておりますが、主に災害時の緊急対応として充用することとしております。災害規模にもよりますが、過去の災害への緊急対応状況によれば、適正な金額と考えております。

また、補正での対応との違いですが、基本的には予算の追加要求が必要な場合は補正予算対応と考えております。補正予算の可決後では間に合わない場合、緊急な対応を求められるものについてのみ、予備費から充用するものとなっております。

予備費を充用する判断につきましては、伝票のほうに、流充用概要書というものを付けていただいているのですが、こちらの内容や理由を確認しまして、必要性・緊急性の確認と、現予算の流用で対応できないのか、補正予算では間に合わないのかの確認によりまして、予備費活用の可否を判断しているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、お金の使い方とかいろいろ判断が難しいところがあると思うんですけど、例えば、今日の補正予算の話に出たんですけど、例えば、1つの事業の科目の中で、流用ができる部分があるんですね。流用額が、あった場合に流用ができるんでしょうけども、それがもしできなかった場合については、今、言った緊急性であるとか必要性、この判断というのは難しいと思うんですけど、やるということによってよろしいんでしょうかね。

必ずというのは補正をかければ、財源というのは当然ないわけですから、財調を動かしているということでもいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） まず基本は補正を基本として考えておりまして、補正の場合は、財源等につきましては財調から持ってくる場合と、あとほかに、減額の支出があればそこで財源が生まれたり、あと収入で、例えば市税が伸びたりとかすれば、そこで財源ができるので、そういったもので補正については、財源を確保するような形としております。

予備費につきましては、基本的には補正で間に合わない場合は、現予算の中で融通が利く範囲であれば、現予算を流用していただいて使うようにしまして、その持ってくる財源というか、すみません、予算がない場合に予備費で対応するような形となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、15番目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番です。これは……。

〔発言する者あり〕

○14番（松本正幸君） これ、あれでいいだろうか、財政課で。すみません。これも歳入のほうでお願いします。

6款1項、決算書のページは5ページになります。予算減額と収入済額の比較935万1,000円の増額でいうと、収入済額1億1,545万1,000円が前年度と比較し489万4,000円増額となった理由を、説明をいただきたいと思います。法人事業税。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

予算減額と収入済額との比較での増額理由と、前年度と比較しての増額理由につきましてお答えします。

法人事業税交付金につきましては、県へ納入されました法人事業税収入の一部を市町村に交付されているものになります。市町への配分方法ですが、現在の方法は従業者数を基準として按分されて交付されております。令和5年度予算減額に対する決算額の増額理由ですが、令和5年度当初予算は、令和4年度の決算見込み額や県の令和5年度当初予算の伸び率、県で試算した伸び率を当てはめまして算出し、さらに令和5年度におきまして令和5年度中に県の法人事業税の推移を示されますので、市においても県に合わせて補正を行って最終予算としているものでございます。

こうして出した予算額につきまして、結果として、県が試算した法人事業税の伸び率よりも実際に納入された法人税額が多かったことから、令和5年度現計予算と収入額に1,935万1,000円の差が生じたものでございます。

また、令和5年度収入額が前年度と比較して489万4,000円の増額となった理由につきましては、先ほど申し上げました市町への配分方法に関しまして、令和2年度の制度開始から令和5年度にかけて、段階的に配分方法の見直しがございました。令和2年度は法人市民税、法人税割で按分という形であったのが、令和5年度は従業者数で按分という形となっております。

その間の期間であります、令和3年度は法人事業税の交付基準額に対し、3分の2を法人市民税の法人税割、また3分の1を従業者数で按分、令和4年度は3分の1を法人市民税法人税割、3分の2を従業者数で按分という、段階的に変更していきまして、最終的に現在は従業者数で按分という形に移ってきているものでございます。

このように、按分方法が変更されたことによりまして、令和5年度の交付額が令和4年度交付額よりも増額となったものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ただいまの説明であったんですけれども、按分方法の見直しによってということなんですけれども、これは税率で示すことはできないですね。税率。交付税率というか、そういったものが市町によって違いますよね。そのところ少し分からないだ

けが、もう少し分かりやすく説明をいただけますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

○14番（松本正幸君） 多分、自治体の関係で、こう経費のあれが書かれているじゃないかなと思うんですけども。自治体の規定というんですかね、そういったものはないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。手が挙がってるのでそれにしますか。黒田係長。

○財政係長（黒田 君） 財政係長です。

今、申し上げました交付率税率によってなんですが、県からの法人事業税に対しまして、今、市町では一律7.7%の交付率で、交付金のほうが配分されております。その7.7%の収入に対する交付金になりますので、その基準額につきまして法人税の均等割、従業者数割というような按分になりますので、基本的にはどの市町にも7.7%の交付率で配分されるということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

以上で、財政課までの質疑が終了となります。

関連のある質疑がある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

○14番（松本正幸君） もう一度、さっきの予備費の関係で。横山議員のほうから予備費の関係で質疑があったんですけど、少し教えていただきたいんですけども。

予備費の中に制限事項っていうのがありますよね、制限事項。制限事項。例えば、議会が否決した経費については予備費をちゃんと取っておくことができないとか、こういったものの関係です。それで、その中に、予備費の使用は予算の流用、または補正予算でその中で予備費の使用でできない場合に限られますと。その中で報告っていうのがあるんですけども、以前、課長をやらせて、今、総務課長やってるんですが、そのときに質疑のケースでね、要するに予備費から出されているもの、全てじゃないですよ。全てじゃなくて突発的に予備費から出されるもの、こういったものがある場合については、議会のほうに報告、説明をしてほしいということで、私のほうから要請をさせてもらってあるんですけども、その関係ができていないもんでね。その関係の引継ぎっていうのはどうなっているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 報告のタイミング……。

○14番（松本正幸君） タイミングは僅かな時間でね、おそらくあれですよ、全協のときにやってくれたりしていいかと思うんですけど。

○財政課長（後藤 敦君） 一応、議会への報告としては、決算の概要書のほうで何に使ったかっていうのは報告するような形になってはいるんですが、そういうことではなくて。

○14番（松本正幸君） ここに使用手続と書いて、予備費の使用については通常議会の承認は不要ですが、使用後には報告が必要ですよと書いてあるんですね。ですので、そういったものを求めている、執行部のほうに。だが、要するに今までに一度も予備費の関係の説明がなかった。

○財政課長（後藤 敦君） 事業成果書をその中で、予備費の費目のところでは一応何に……。

○14番（松本正幸君） そういう意味じゃなくて、毎月というわけじゃなくて、突発的なものが出た場合について、そういうことを言っているんです。全てを予備費から出した場合に報告を願いますということではなくて、大きなものですね。そういったもの。予備費から支出されるもの。

○分科会長（西下敦基君） 災害があつて、今月あつて、年度をまたいで決算で報告じゃなくて、災害とかがあつて3,000万使いましたよ。使った次の月とか、その次ぐらいの感じで、そういった活用しましたっていうのを求めたんですけど、そういったことについての考えがあればということだと思うんですけど。再答弁求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 災害等の場合につきましては、災害の報告と併せて財源のどうするについては報告しているかなと思いますが、そういうことではなくてですか。

○分科会長（西下敦基君） 災害だけではなくて。14番。

○14番（松本正幸君） ちょっと分かりにくいかもしれませんが、予備費の支出について、今までこう支出の報告があまりないもんですから、予備費の中身、内容が分からないですよ、実質的に。それじゃあ当初予算の計上した1つの事業に対して、要するに不足を来したもので、じゃあ流用できないケースがあれば基本的には予備費から出すようなこともあるでしょう。そういったものはいいいわけです。突発的に、じゃあ大水が出て河川の水位が上がった、じゃあ例えばグランドゴルフ場のいわゆるごみ処理にこのようにかかりましたよっていう、そういう報告がありませんねっていうことを言ってるわけです。だから、そういう報告を、できたら欲しいですねっていうことで以前の課長に申し上げたつもりなんですけれども、それがいわゆる引継ぎがされていないのか、よく分からないもので、あえて今回、少し出させてもらいました。そういうことですので、考えてください、これから。

○財政課長（後藤 敦君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 最後にご意見ということでよろしいですか。

○14番（松本正幸君） いいです、いいです。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

これで企画政策課と財政課が今、終わって、これで職員の入替えになって、今度は税務課と会計課になりますので、よろしいですね。

じゃあ職員入替えになります。

ここで10分ほど休憩ということでお願いします。

閉会 午後 3時09分

開会 午後 3時16分

○分科会長（西下敦基君） 続いて、税務課の決算審査に移ります。

質疑は事前通告にしますのでお願いいたします。

ということで、自分から2款2項1目で、収納管理業務費ということで、内容としては、国民健康保険税の収納率が他の税より低くなっている要因はということで、答弁をお願いします。落合税務課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長です。国民健康保険税の収納率が他の税より低くなっている要因でございますけれども、幾つかの要因が考えられますが、主には、納税者の経済状況や制度の理解によるものと考えております。

国民健康保険の加入者は、自営業者や社会保険に加入されていない方となっております、国民健康保険税は、加入者の前年度所得に基づいて、世帯収入に課税されてますので、納付時期の経済状況により収入がない場合には、納付の困難となるケースがございます。

また、所得がない方、低所得世帯にも課税され、低所得世帯の軽減というものもありますが、納付が困難なことがございます。

また、菊川市の場合、県内で最も外国人比率が多い市となっております、外国人の加入者というのも多くなっておりますが、国民健康保険税は世帯収の課税であることや、所得や家族構成などによって計算方法が変わってきますので、外国人の納税者の方は、制度の理解がしにくいということも考えられます。

あと、文化の違いですとか、言葉が通じないということも、未納になる、そういうことで

未納になる方もあり、それが収納率を下げる一因と考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きましたが、これって、ほかの税とかがあって、支払ってそれぞれしなきゃいけないと思うんですけど、これが一番後回しになっているとか、そういった理由があるわけじゃなくて、やっぱり今言った理由が多いのか、罰則がなかったりとか、どうなのかなと思ったんですけど、そういった理由がないということによろしいんですか。答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。国民健康保険税の、ほかの税と徴収方法が違うかということ、同じ、滞納になれば、我々のほうで滞納処分を行うものございまして、国民健康保険税が後回しになっているかどうかというのは、ちょっと分からないんですけども、国民健康保険は納期が8回ありますので、その中で一回忘れちゃうとか、そういうのもあるかなとは思いますが、あまり明確な回答じゃなくて、申し訳ないです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分りました。自分からは以上です。

次、16番 横山隆一委員から質問が出ています。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。2巻2項1目の徴収対策業務費、公平性の確保は重要であるが、該当者の生活維持も図らなければならない、これ前提として、徴収業務の課題と滞納処分（差押え・執行停止）の状況、該当者の生活改善支援は、それ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。初めに、徴収業務の課題についてでございますけれども、滞納整理業務は、遅延の長期化による延滞金や、新たな滞納額の増加を防ぐため、早期の徹底的な財産調査による滞納処分が求められております。

現状、限られた職員体制で徴収業務を行うためには、調査業務の電子化やRPAの併用、また、会計年度任用職員の活用など、様々な手法を検討する必要があります。

滞納者の4割に存在する外国人に対する対応についても検討していますが、効果的な方法がないことが課題であると考えております。

次に、差押え、執行停止の状況でございますけれども、事業成果表の決算事業概要書にも記載をしておりますが、差押え件数につきましては310件で、執行停止については、財産なしによる1号停止が216人・社で2,737万209円。生活困窮による2号停止が27人・社で261万3,500円。所在不明による3号停止が45人・社で416万8,478円。

1号停止のうち3年以内に徴収見込みがないことによる即時欠損が64人・社で、540万5,639円となっております。

最後に、生活改善支援についてでございますけれども、滞納者との納税相談時に、給与支払い報告書や確定申告書の扶養控除などの各種控除がついていない方には、税務署での所得税確定申告を案内するなどしております。

また、公的支援が必要であると考えられる方には福祉課とか、子育て応援課、社会福祉協議会などへ、こちらから連絡、確認し案内をするなど、納税者のケースに応じて臨機応変につなぐ対応をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 細かいことをお伺いしますが、外国人がこの滞納者の4割という話聞きましたが、主な税科目というんですか、これは何かということです。

それと、ほかのところに出ているんですけど、税務事務所から派遣をされてきているということですが、その募集の業務において、どういった指導をされているかという点です。

それとあと、滞納者の財産調査です。これがこの下に書いてあるように、RPA、それこそ、民主化の財産状況が分かるということですが、そのシステム、その状況についてちょっとお聞きしたいと思います。何点か。簡潔に答えてもらえばいいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。外国人の方の滞納者の名前、費目別というのを持ってなくて、1つずつ数えなければいけないので……。

○16番（横山隆一君） そうですか。

○税務課長（落合宰司君） 大変になってしまって、ただ、数えてあるのも、すみません。

先ほど、国民健康保険だと、確実に滞納者。国保、国民健康保険だと、外国人未納者というのが、令和5年度決算だと、国保の滞納者515人のうち214人が外国人、大体率でいうと41.5%。全体でいうと、全体の滞納者2,509人のうちの外国人の方が1,139人、こちらが45.4%となっております。

2つ目の指導というのはちょっと分からない。

RPAの財務調査、状況ですけれども、RPAのこれからちょっとやろうとしたいのですが、今、滞納処分をしたい、滞納にかかる方への調査をした場合に、システムの中に調査結果のほうを登録するんです。それが今までずっと一つ一つ手で入力したのを、RPAを使

ってロボットに入力してもらおうというようなことを考えております。

以上です、2 番目はちょっと申し訳ないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。2 番目というと、財務事務所から職員を派遣していただいているということですが、これに書いてあるように、収納における助言を頂く中と書いてございますが、これはあれですか、合わせてお聞きしますが、正規簿のほうに、どんな処置をして、その回収状況というか、それは分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○税務課長主幹兼管理徴収係長（住川 君） 管理徴収係長です。まず、財務事務所の職員の関係ですけれども、主に財産調査、市外に転出された方等の財産調査を主にやっていたことが現状です。

中に各担当の事案を抱えている、個別的な事案どういう方向性に持っていくんかといったら、各自、事案によって違うもんですから、個々にその事案についてのアドバイスを今、頂いている状態でございます。

令和5年度の滞納整理機構の移管の関係ですけれども、昨年20件滞納整理機構のほうに移管のほうをしまして、移管金額で2,007万5,542円、移管のほうをしまして、徴収金額のほうで1,589万9,353円ということで、約79.2%の徴収率となっております。

以上です。

○16番（横山隆一君） 分りました。

○分科会長（西下敦基君） 以上で、税務課に関しての事前通知の質疑を終了します。関連のある議員は挙手のほうお願いします。

なければ、以上で税務課の決算審査を終了します。

続いて会計課の決算に移ります。

よろしいですか。最初に隆一議員から質疑なっていますけど、16番。

○16番（横山隆一君） 16番。2 款 1 項 3 目の財政調整基金費。質問、質疑は金融機関検査実施とあるが、指定金融機関等検査実施要綱はあるかです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。指定金融機関等の検査につきましてですけれども、こちらは地方自治法施行令及び菊川市会計規則に基づき毎年実施しているもので、要綱は特にございませんけれども、公金の推移、預金及び帳簿について、適正な処

理及び管理がされているかどうか、金融機関のほうに直接出向いて、検査のほうを実施しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、こういった言葉が出てきたもんですから、ちょっと今後ほかの自治体調べてみたいんですけど、これは要綱をつくられているところも結構あるんですが、その方針についてつくらないですか。これはどのような考えですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。金融機関検査についての要綱につきましてですけれども、今のところ、特にそちらをつくるというようなことは考えておりませんが、毎年金融機関のほうに出向いて検査をしている中で、うちのほうでそれこそそういったところの中から、他市でもそういった要綱を作っているというのほうを把握しておりますので、どういった内容を検査しようかというところで、要綱10の内容について、それこそ銀行での公金関連書類の保管場所の確認だとか、公金関連書類の内容を一部書類を実際に見せていただいて確認を取ったり、あとは聞き取りをしながら、そういう形で検査のほうを今のところは実施しているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ないですか。よろしいですか。

そしたら、2番目の山下議員。

○17番（山下 修君） 17番。2款1項4目会計管理費ということで、成果表の9ページ。

令和5年度の公金取扱件数及び取扱金額はどの程度であったかということでお尋ねします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。令和5年度の公金取扱数及び取扱金額につきましてですけれども、令和6年度からの指定金融機関の公金取扱手数料の有料化に影響すると思われる公金取扱件数と金額を、令和6年度末の現在の実績を基に想定して試算したものになるんですけど、今からお答えです。

5年度はかかってないものですから、6年度からという形になるものですから、そちらを基に試算したものによりますと、窓口収納手数料にかかわる取扱件数が約5万5,000件、金額にして取扱金額は約332万7,500円、振込手数料のうちデータ伝送扱いの他行宛ての取扱件数は約7万件、取扱金額は約1,540万円、紙依頼書扱いの他行宛ての取扱件数は約2,000件、取

扱金額が約220万円となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません。そうすると、令和5年度の公金取扱数というのはゼロ。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○17番（山下 修君） ゼロ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） この場合は使用手数料と、今年度からかかっている窓口
収納手数料と振込手数料は、5年度は特にかかっておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

同じところで3問目の質問を横山隆一さん、お願いします。

資料の出す場もちょっと3番目か、3番目がこの会計管理費が、同じ質問やないですか。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。2款1項4目の会計管理費、質疑としては令和
6年度からの指定金融機関公金取扱手数料有料化に対する庁内周知は。想定される取扱手
料総額はどの程度かでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。令和6年度の指定金融機関の手
料の有料化につきましては、令和6年度の予算要求前に、全庁のほうへ周知するとともに、
手数料の削減についての取組について積極的に行うよう、全庁的に依頼、周知をいたしまし
た。

また、想定される取扱手数料の総額につきましては、令和5年度上半期の実績から総額で
すけれども、1,572万4,500円と想定しまして令和6年度の予算も計上いたしました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 今、総額の話が出ましたんですけども、これを徹底をして、各課ま
とめてやるとか、そういった方法があると思うんですが、それを実施した上での総額が、今
ちょっと金額を書けなかったんですが、一千何万ということで、効果が出た金額は今言った
数字になるわけです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 先ほど伝えています金額につきましては、それこそ令和6年度から関わってくる手数料だったんですから、予算計上をするに当たって、令和5年度の実績、上半期の実績から出したものでございまして、そちらがかかってくるということを周知するとともに、今後、6年度からかかってくるに当たって、全庁的に手数料削減に向けた取組について周知をさせていただきました。

内容としましては、削減例として、歳出であれば、同一債権者への支払いを調書的にまとめていくとか、あとは指定振込先が複数ある、いろんな金融機関あるよって言った場合には、なるべく静岡銀行、指定金融機関静岡銀行なもんですから、やはり同行、静岡銀行から静岡銀行への振り込みのほうが、手数料が安いもんですから、なるべくについては、静岡銀行を選択するとか、あとは支払いについては、毎週木曜日に定時払いということで、まとめてやっているんですけども、それとは別にやはりこの日に振り込んでほしいよという形で、ほぼ毎日のように振り込み、随時払いつて言っているんですけど、毎日払いがあったんですけども、そちらについてもはなるべく削減して定時の支払いにまとめたほうが、手数料を安く抑えられるもんですから、そちらをしていただくように全庁的に周知をしたところと、あと歳入につきましては、口座振替をするのが一番安いもんですから、なるべく口座振替を推奨するということと、あとはQRコードの対応納付書の拡大を、各課でも検討してくださいというような内容、あとは同じ納入者の納付書をやはり1枚、同じ方でも1枚につき手数料って1件ってかかってくるもんですから、なるべく納付書自体をまとめていただいて手数料を削減するというようなことで周知をさせていただきました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。そしたら4番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番。2巻1項4目会計管理総務費。タブレットで10ページということで、これは業者の内部の評価のつながりと思いますけれども、部署ごとの不備調書の年間集計結果はどんなような状況であったのか、また不備調書の内容を減らすための周知・指導はどのように行ったのかというところでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。不備調書の年間集計結果につきましては、歳出の年間調書総数が3万5,776件、そのうち不備調書は1,531件、不備割合は

4. 28%でありました。

また、歳入の年間調書総数が1万6,210件、そのうち不備調書は42件、不備割合は0.27%でありました。

部署ごとの不備調書の件数結果につきましては、それこそ部署ごとの事業内容だとか、予算によりまして調書の発行総数に偏りがあつたりしますので、一番多い部署のみお答えさせていただくということではよろしくお願いします。

一番多い部署は教育文化部でして、歳出の件数が440件、歳入が11件、不備調書がございました。教育文化部はそれこそ学校事務を抱えているものですから、調書の発行総数がどうしても他の部署と比べて多くなってしまう、そういったことが要因と考えられます。

また、不備内容につきましては、摘要欄の軽微な記載誤りが多いです。起票者の認識不足、作成した調書の確認不足、さらに決裁者が見るもんだから、こちらのチェック不足なども主な要因となっているのかなというところです。

減らすための周知・指導につきましては、そういった不備調書の件数を毎月所属別、項目別に集計いたしまして、その集計結果を年3回、全庁的に通知を行いまして注意喚起を行いました。

また、不備調書には誤っている部分を付記した上で、全て所属課長のほうに上げさせていただいて、所属長から起票担当者のほうへ指導していただき、訂正した上で再提出していただくようお願いしております。

返戻先を所属課長とさせていただくことで、起票者だけではなくて、決裁者のほうにも不備の内容の把握と、あと再発防止のほうに努めていただくように、周知及び指導をしているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。関連で、教育文化部、不備調書の数が特別多いということなんですけど、その割合というのはどのくらいなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。教育文化部の不備割合ですけれども、歳出が28.7%、歳入が26.1%となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） これ、絶対かなり高い割合になるかと思いますが、そういうところのご指導はしっかりされているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。それこそ、教育文化部にもいろんな課がございますので、やはり、特に突出しているような課に関しましては、昨年の自分のほうから課長に直接調査していただいて、ちょっと多くなっているものですから、確認と、指導と、しっかりしてくださいというようなことは伝えさせていただいた経緯がございます。以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

では、最後の質問の5番目を、隆一議員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。12款1項2目の一時借入金利子償還費、質疑は、資金計画の必要性の徹底が必要だが状況はどうか。確実・安全・効率的な公金運用が必要だが、資金運用管理方針を定めているか伺います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。資金計画の状況につきましては、前月25日までに各課で把握している、翌月の資金状況につきまして報告を受けるようにしております。

資金の動きを事前に把握することで、確実・安全な資金管理に努めておるところでございます。

また、資金運用管理方針につきましては、行政経営課題達成プロジェクトの取組によりまして、令和5年の3月に策定のほう策定いたしました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） お金をやっぱり安全に、効率的に運用するというのは大事なことです。が、財調で、時期によってもあると思うんですが、そんな時期であるとか、回数であるとか、一番必要な金額で、要するにたくさん財調動かした時期とか、その辺の説明をしていただけると、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。それこそ、令和5年度ですけれど

も、そういった資金計画を取りまとめた段階で、10月と3月がやはり資金不足が見込まれたものですから、その期間に財政調整基金のほうがありまして、そちらを合計約12億円を振替運用いたしました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。ちょっと1点気になる文言があるのだが、事業課題のところで、部署によって入力漏れがある部署についてはということだったと思います。そんな記述があるんですが、どういった指導をしているのか。さっきの山下議員と同じようになりませうけれど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。それこそ、資金計画の中での課題というようになるところになるんですけれども、各課から提出される資金計画の正確性を高めることで、安定した資金、資金管理につなげることができるというところですので、特に歳出においては、資金計画に計画されていない突発的な高額な支払いが出てしまうと、それこそ、こちらは資金計画の要因になりかねないものですから、そのため、全体像を本当にまとめたところで、前年同期の資金計画書と比較をして、計上も今年もこういった大きい金額あるんじゃないですかというような問合せを、各課にすることによって連携を図っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） 終わりました。

○分科会長（西下敦基君） 以上で事前による質疑が終了しました。その他、質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。では、以上で会計課の決算審査を終了します。ここで執行部は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。ご意見のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 企画財政部の中で、会計課と財政課と税務課、税務課もそうです。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。先ほど、松本議員も言ってましたけど、市有地の管理であるとか、財産の売払いの関係なんですけど、これはやはり、先ほども申し上げましたけど、ホームページ等で市有地の売却とか出てはいるんですけども、これも、市有地、普通財政も含めてですけども、市が保有することによるメリットというのは、正直いうとあまり見出せないんです。こちら等については、長期的な展望の中で、中には必要されるものが当然あるわけですけども、やはり身軽にしていってというのは、これからの行政運営で一番重要なことだと私は思ってるんです。

ですから、先ほども申し上げたとおり、表面に出てくるような土地や農地、例えば、土地等はあるわけですけども、そうではなくて、赤道だとか、そういったようなものも含めて、どんどん売るのが、まず一番だと思うんですが、売却が一番だと思うんですが、それでなければ、賃貸で貸すとか、こういったことをしていかないと、管理そのものの資金も出てきちゃうものですから、できるだけこれは計画的にどんどん広報して進めることが必要だと、私は、これからの行政運営っていうのは一番必要だと考えてます。

○分科会長（西下敦基君） 7番 西下。関連して、市有地の関係で、地元でも、市が持っている土地があって、ただ、隣の人がずーっと草刈りを年5回ぐらいやっている。1回か2回ぐらい、市でやってくれないかって言って、ただ、それが市の土地っていうのを、知らないんです。

ですから市の土地もちょっとした看板で、何平米でこれぐらいの大きさに、幾らぐらいで売りますよっていうのがあれば、ちょっともらってもいいかな、ちょっと車、離れてるけど止めたりとか、そのために買おうかなとか、そういったのが、ホームページ見てて一々っていうことはできないと思うので、そういったのをある程度やっとならば、欲しい人からどんどん売れてくと思いますので、そういった細かい土地とかは結構あると思いますので、そういったのをどんどん進めて、管理は市民の人にももらったり、財産にしてもらったり、あと税収入にもつながるということです。そういったことがやっぱし、なかなか分かりづらいところもありますので、分かりやすいことを市で進めていただければいいのかなと、私は思いました。

この件に関してあれば、なければほかの点について、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほども言ったんですけど、公有地の、要するに活用方法、やっぱりそういったところから、いろいろ検討、協議をしていかななくてはならないと思うんです。

ただ、管理費用そのものがかかってくることに、先ほども言いましたように、固定資産税が入らないということもデメリットでありますし、また、今度は逆に、市がいわゆる民間の土地を借り入れているケースがあるんです。こういったことを考えると、大分お金が、そういうところでいっているということはあるんじゃないかなと思うものですから、やっぱり検討委員会そのものが、委員会みたいなものがありますので、そのところで計画的に活用方法を検討しながら、やっぱり推薦するような形にさせていただくほうがいいかと思うんです。

いろいろな方法はあると思うんです。ここに6つの、いわゆる活用方法の分類ということで、Aのほうは公有地を売払い、民間によるまちづくりを誘導する方法、それと、公有地を周辺を含めた再開発による高度利用、それから、公有地の集約、公共施設整備により有効活用する方法、また、公有地の民間への貸付とか、いろんな方法がありますので、そういったものをやっぱり研究するのが当然だと思うんです。

その中で、長期財政計画の中に位置づけながら推進をするっていう取組、こういったものが本来、行政でやるべきことやないかなと思いますので、そういうことを私は思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方、挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） ただいま市有地のお話が出てるんですけど、現在、市有地で遊んでる土地とか、貸してあげてるとか、貸してるか、貸してないか、よく分かんない土地等々いろいろあると思うんですけど、それを活用した場合、売却した場合とか、固定資産税に変わって、そういうところの試算をしっかりと整理をして示してもらう必要があるかと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見、2番。

○2番（東 和子君） すみません。2番 東です。県の出会い結婚サポート事業費で、今年登録が28人ということで、成婚率が1組という報告がありました。菊川市では社会福祉協議会が結婚相談の業務を今年度で最後だということなんですが、相談員さんは非常にケースを持っています。

やはり28人しか登録がないということは、県のほうに出会い結婚サポート事業をやるに当たって、依頼するに当たって、啓発する啓発事業が非常に弱いんじゃないかと思います。もし県やるのであれば、もっともっと出会いのするための啓発活動を、市のほうで積極的にやっていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連して何かありますか。

関連して、この前ちょっと新聞で見たんですけど、今、親が親同士で子どもの結婚相手を探している。

〔「昔からある」「今もやってる」「今もやってる、そうそう」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　そういうのとか、いろんな手を使ってやっていただければと思いますので、この前出たというのは、婿取りやないと、そういったところでピンポイントでやっているとか、いろいろもうちょっとPRが必要かなと私は思いました。

ほかにご意見のある方はお願いします。

もう少し財政課から、これに関して、11番。

○11番（横山陽仁君）　先ほどの税務課の中に、外国人の滞納者の割合が、ここ全体の質問、これやっぱり本格的に何かの対策を立てないと、このままなし崩しにしていくわけにはいかんと思うんです。特に、外国人の比率が高いわけですから、そんなに感じました。

○分科会長（西下敦基君）　これに関して何か。8番。

○8番（鈴木直博君）　8番です。今の件ですが、外国人の居住地っていうんですか、住んでいるところからいなくなっちゃうというケースが多いらしいんです。その追跡ができなくなっちゃって、それで収納っていうんですか、それができない。

その辺も要因の一つとして、検討していく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　ほかにご意見の方は、3番。

○3番（坪井仲治君）　業務改正の質問をされて、2件ぐらい代表的な答えをいただいたんですけど、職員の配布、予防接種関係の配布ですか、配布物をエクセルでソフトかけて、言えるような、今どきのものじゃないような気がしますんで、もう少し先進的な、積極的な提案をいただけるといいなと思いました。

○分科会長（西下敦基君）　ほかにあれば、いいですか、これぐらいで。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　以上で企画財政部の決算審査を終了します。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、予算決算に加えて報告をさせていただきます。

この後は議会事務局になりますので、執行部がそろいましたら開始をしようと思います。

閉会 午後 4時00分

開会 午後4時01分

○委員長（西下敦基君） 議会事務局の審査を行います。落合議会事務局長、所管する課名等を述べてください。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 所管は議会事務局総務係です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） それでは決算審査を行います。事前通告の順に質疑をお願いします。1つ目が、隆一議員から出ていますのでお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。1款1項1目の公用車管理費。これについては、説明資料の成果書の中で、事業課題のところが気になったもので書かせてもらったんですけど、執行部から議長車の必要性が問われているという質問があったもので、ほかの方法があるのかなと思って、ちょっと書かせてもらったんですが、この辺の状況、執行部からということなので、お聞きしたいと思うんですが。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。議長車の必要性について何うということ。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 議長車でございますけれども、局長が会議等に出席する際に使っているというものでございます。令和5年度中の出動回数は年間で51回、走行距離で3,556キロ、必要だった、給油した給油量が373.7リットルという状況でございました。この必要性についてですけども、執行部のほうから少し予算の際に言われるようなことについては、ある程度の年数がたってきたときには、この大きさのものが必要なのかなのか、そういったものを併せて検討しなさいということを少し言われているところがありますが、状況から申し上げますと、やはり議長が会議に出かけるに当たっては、やはり必要であるというふうに、議会事務局のほうは認識しているところでございまして、これを状況としては、続けていく状況かというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問でございますか。16番。

○16番（横山隆一君） ここのコメントの中に、もう一つ気になるのが、運転手、専属の運転手がないということで書いてございますけども、ということは、議会事務局の業務量、仕事量に対して、まあ、現在職員の体制があるわけですが、その辺、課題というのはないの

でしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 運転手については、実際に、議長車を運転をしていく者としては、今、私がほぼ7割くらいやっております。それ以外のときに、私が都合つかないようなときには、松田主幹、もしくは瀬々がやっているという状況でございまして、多くのほかの自治体の議会事務局等を見ますと、やはり、運転をするのを主として、それだけではないんですけども、やる担当の方がいたりとかという例が多くございます。それは、それなりに出勤回数も多いんだろうなというふうには考えておりまして、今の状況として、菊川市においては、何とかこなしている状況かとは思っております。ただ、これが議長の出かける用事等が多ければ、また少し負担になってくる部分が出てくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（横山隆一君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） そしたら、2番目に、私から質問で、議会情報発信費ということで、質問内容は、議会公式フェイスブックのフォロワー数の推移はということと、また、市のSNSとの連携はされているのかということで、質問です。答弁を求めます。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 事務局です。現在、議会の公式のフェイスブックは、令和3年8月24日に開設をして、それ以来、フォロワー数の推移でございますけども、令和4年4月時点で379人、令和5年4月時点で428人、令和6年4月現在で462人、令和6年9月現在の最新の状況では、473人となっております、徐々に伸びてきているというところでございます。この、市のSNSとの連携についてですけども、議会報告会、子ども議会など、広く市民の参加を呼びかけるものについては、議会公式のフェイスブックだけではなく、市のいろんな各市のSNSと掲載をしていただいているというところでございまして、直接連携という形ではないんですが、同じものを発信していただくというような形はとっている状況であります。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁ございました。特にフォロワー数とかって目標値とか特にあるわけじゃなくて、現状、こういった感じでいいのか、うまく増やしたいのか、そこら辺、もし見解があれば、お願いします。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） フォロワー数の数につきまして、特に目標としての数字は、

設定しているものがございません。

フェイスブックは、特定の人を対象にいろんな情報を発信できるという反面、特定しているということ自体によって、なかなかフォローしていただける方が、自分の身分を明かさなきゃいけないというようなところもございまして、なかなかこの辺も難しいところではあるかとは思っております。ただ、いろんな情報発信をする中では、1つのツールではと考えておりますので、ここは続けていく必要はあるんだろうと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　ありがとうございます。自分からはいいです。

3番目の質問を鈴木直博委員からお願いします。

○8番（鈴木直博君）　8番鈴木です。1款1項1目議会会議費、6ページ、議会や議員の新たな取組や活動の幅の広がりが見込まれるとありますが、事務局体制拡充の必要性はどうでしょうか。

○委員長（西下敦基君）　答弁を求めます。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君）　議会の中のいろんな取組、議会の皆さんからいろいろ提案がございましたもので、これまで取り組んだものとしましては、議会改革推進委員会で主に、それからその後、議会運営会でも御答弁をいただきまして、進めているものとして、まずは今年の2月の議会から始まった、一般会計予算決算の委員会における全体会、総括的質疑の実施がございます。それから6月議会では、委員会、予算決算の特別委員会を、常任委員会化させていただきました。それから、この9月議会からは、また新たな取組としまして、決算における事業評価の取組を実施していくという状況で、まあ、それぞれ議員の皆さんから御提案いただいた、長年の懸案だったこともございますが、そういったものの取組を、この1年でやってきたところではございます。なかなかこの事務量としても、そこそこ多いところではございますけども、議員の皆さんの御要望にお応えすべく我々がやっていく状況だとは思っております。事務量については、決して簡単にできるものではないということは、思っておりまして、事務局員全員が一丸となって、この事業について新しい取組をどういうふうにやっていくかを考えて、それぞれ、議員の皆さんにもお話をさせていただきながら決めてきたというところでございます。なお、事務局職員につきましては、現在、令和4年度までは職員、正規職員5名だったとございますが、令和5年度から正規職員4名プラス会計年度任用職員1名ということで、体制が少し変わっております。その中で、何とか今やりくりをしているという状況でございまして、今後、いろんな業務が増えてくるということも見込

まれる、これからいろんな議会の中で取り入れていく制度とかがあるということは我々も承知しておりますので、そういったことに対しては、対応していくには、もう少し職員の充実を図っていただきたい。この辺は、当局、執行部、総務課等にも御相談させていただきながら、要望を上げさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。近隣の市町でも事務局員の方の人数、それから、ちょうど菊川市と同じくらいの規模の事務局の人数というのは、もし分かったら教えていただきたいんですが。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 正式な数は、ちょっと今、手元に表記等がないので、ちょっと私のうろ覚えでお話させていただきます。御前崎は、正規職員が3人、プラスと、いわゆる会計年度任用職員が1名。それから、牧之原市に関しましては、牧之原市は、正規職員が4名で、会計年度任用職員が1名だったと記憶しています。それから、掛川市議会でございますけども、掛川市が正規職員が、7名か8名おられたと思います。それから、会計年度任用職員さんも2名ほどおるという状況でございます。ただ、やっている事務のやり方が多少違うものですから、これは、人口の規模も違いもございますけれども、多い少なから、なかなか判断が難しいところでございます。それから、同規模の自治体の市議会等で考えますと、やはり、菊川よりも、1名か2名多い状況が見て取れるという状況ではあります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

じゃあ、最後の質問を、隆一議員からお願いします。

○16番（横山隆一君） 1款1項1目の、議会研修等負担金でございます。質疑としては、意見書に基づく勉強会は難しいとの考え方について、標準講師料の確保は難しいか、でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） まず、原子力勉強会についてでございますけども、原子力勉強会、今、横山隆一議員からもお話がございました、まずは、菊川市議会が平成28年度に国、それから、電気事業者に対して出している意見書がございます。これに対しては、再稼働に関する意見書ということで、それに基づいて、今も原子力勉強会をやっているというのが、

基本のサイズでございます。その中で、課題として、いろいろ再稼働に関して、いろんな、菊川市議会から発しているものの一つとしては、まず、安全、安心が確保されること、それから、広域避難に関するようなことがしっかりできること、安全対策も含めてですけども、それから、核燃料リサイクルがある程度見通しが立つことということが、この3つが、大きく示しているものでございまして、その一つ一つに対してどういうふうな検証をやっていくかというのが一つ課題でございまして、例えばの話、昨年では5年度には六ヶ所村に燃料リサイクルの関係を視察に行きました。そういうことがございました。それから、実は令和5年度中にはもう一回実は行っているのは東海第二原発のところに監視貯蔵施設の施設を視察に行っております。こういったものは確実に燃料の貯蔵リサイクル等に関してどういった方法を取るかというのが見て取れるという研修でございました。もう一つの方法としては、どういった形を取るかですけども、電気事業者ではなく、いわゆるその広域避難所とか安全性の確保を今度は電気事業者だけではなく、いわゆるその地元と呼ばれるその立地市、それからもしくはその周辺市においてどのような取組をなされているかということを見聞するというのも一つの方法だと思っています。ただここに関しましては実は私のほうで令和5年中に福島県の広域避難の状況とか、そういったものについてある程度視察を受け入れていただけないかということで、福島県並びにいわゆる近隣の市町の状況等、連絡をさせていただいたところ、今の状況としてはなかなかその福島県、それから地元の自治体においてもなかなかちょっといいお返事をいただけなかったということで、そこについては難しいかなという状況でございます。

今後の方針としまして考えられるのは、いわゆるその現在今年行った状況としましては、関西電力の三浜原子力発電所を視察に行ってくださいました。ここについてはもう再稼働している状況というところを見ていただきます。そういう状況において再稼働するにあたってどういう状況であったかというのを皆さんが見ていただいた。そういうものを研修するにあたっては、今現在動いているところ、それからこれから再稼働を今進めようとしているところについて視察をしていくというのが一つ方法だと思っています。

ただ、いずれにしてもいろんな課題を見る中で、それぞれ視察先を考えていっても先ほどの福島の例によりますように、なかなか先方で受け入れていただけないような状況もございまして、その辺また考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、もう1点の標準の講師料の件でございますけども、実際過去には全国市議会議長会が出している標準報酬費というのが存在したようでございます。というのは私も実際そ

のものの自体を見ていないのでちょっとはっきりとしたことは申し上げられないですが今現在はそのような標準講師料というのを特に全国市議会議長会から示されているものは存在していないただ全国市議会議長会の内域としては持っているというようなものはございますという辺等です。その詳しい内容まではちょっと今教えていただくような形ではなかったんですけども、一般的な講師料としてどのくらいが妥当かというものに関しては、内閣府が出している謝金の標準的な金額みたいなものが出ているのがございまして、それによりますと大学教授であるとか、それからその他専門機関の専門的知識をお持ちの方という有識者といわれる方ですね、そういった方に来ていただく場合には一定の金額というのがあります。ただこれも非常に、想定しているのが大学の教授等も、いわゆる公立の大学の教授であってということでそんなに金額が高くないわけですが、実践的なものを申し上げますと一般的な講師の方というのは実際にはかなりの金額で講師料でお引き受けをいただいているという状況でございまして、一例としましては菊川市で執行部が行う職員研修、それから専門研修、専門的な分野の研修を行うときの講師、民間の方ということでお願いをしますと、やはり20万円以上という金額はずっと出てくるというところではございまして、なかなかこの金額を確保するというのは難しい状況かなと思います。

実際には、我々は今講師をお願いするにはやはりなるべく費用がかからない方をお願いをしたいということで、その結果、国の機関の担当の方、それから県の担当の方、課長クラス、そういった方をお願いしているというのは現状でございまして、何とかその費用もその範囲内で予算の範囲内で収めているという状況でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 再質疑というか何ですか意見かもしれませんが、事務局にこういった企画とか提案というか、まかせっきりみたいな状態になっていて申し訳ないなと思うんですが、私が8年前ですか、立地市が特別委員会をもって事業者と関係を構築するというようなこともあってやるべきだということから始まっていると思うんですけど、今言ったように私も何度か提案してきたのは、あの浜松が当然規制委員会の審査を受けていますので、その報告を受けるというのはこれからできると思うので、これはやっていくべきだと。今言う私何度も提案してきたのは、立地市における再稼働に対する判断であるとか、あるいは近隣市の人の協定であるとか、こういったものは、やっぱり立地市における県がその上にあるわけですからこの辺はやっぱり参考になる話なので、ぜひ進めていく必要があるなというふ

うに思います。それともう一点私どもも一緒に協力して意見書を出したんですけども、国や県、事業者に出した当時と、構成メンバーが変わっていますけども、市議会として統一した意見で意見書を出しているっていうのはこれは非常に大きいものだ。なかなかこれをじゃあ構成メンバーが変わったからどうのっていうのはなかなか撤回というんですか、見直しているのは私は難しいと思っていますけども、今後の大きな課題として捉えていく必要があるなというふうに思いますけど。それに関して、特に再稼働したところに関する立地市と近隣市の対応というんですか、この辺はやっぱり勉強していく必要があるなと思います。どうですかね。

○委員長（西下敦基君） ご意見的な感じでよろしいですか。

以上で事前の質疑が終了しましたが、ほかに質疑が関連である方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、以上で議会事務局の決算審議を終了します。

○14番（松本正幸君） ちょっと待ってください。質問なんだけれどもね、これはどこを指していいか、議会会議費でいいかと思うんですけども、他議会の要するに受入れ、いわゆる研修、来ますよね。そういった関係がよく全議員に知らされていないので、目的があるでしょうけれども、誰がその研修に参加して、説明を加えているのか、これも全くわからない。ということは、やはり情報発信の必要性があるんじゃないかなと思いますので、事務局として今後何らかの形で変えていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○議会事務局長（落合和之君） 事務局です。ただいま御質問いただいた他市からの視察等でございますけども、現在確かにおっしゃるとおり全議員のところにとどここ市議会が来るのかという情報までをお知らせをしていなかったのは、できていないという状況でございます。この点大変申し訳ないというふうに申し上げるところでございます。まずは、やはりどこの議会が来るのかそういった日程に対しましては、やはり皆さんにお知らせをさせていただくのもって例えば今日とか明日とかいつどこが来ているんだよって、どういう内容で来ているんだよということはお知らせをさせていただきまして、これから対応していくようにしたいと思います。

それから、その中でも今実際には出ていただく対応していただく議員さん、一番多いのは、議会改革の取組の中でと言いながらも、実は聞く内容が議会報告会、それから議会だより、その辺が結構多く話がございます。そういったところに対しましては、各委員会の委員長さ

んをお願いをしているというところでございます。これから皆さんのところにはちゃんと周知をさせていただきまして、こういったところで来ているよということをお知らせしていこうというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） はいどうぞ。

○ 番（ 君） それとですねこの事務局の負担というのは結構大きいと思うんです。受け入れるその研修について。どれくらい研修自体ってかかるのか負担、事務負担ですよね、そういった点について把握しているかどうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合局長。

○議会事務局長（落合和之君） 議会事務局です。令和5年度中はたしか十四、三くらいの市議会が菊川市のほうにお見えになっています。そこに対しての事務負担でございますが、まずは資料の作成、それから、先方から申入れがあったときの調整、それとあとは資料の作成、そういったものが主にかかっているところでございます。基本的な資料はもう出来上がっているものがございますので、そこに関してはさほど時間がかかっている、そのたびにということではないですが、当初つくる時はそれなりの時間は要しています。それから個別の対応に関しましては、質疑をいただいているものがございまして、その回答について事務局で回答できるようなところについては作成しているというところでございまして、それがおおむね一団体半日くらいは時間をかけているかなというところでございまして、4時間くらいは必要なんです。それが多くなれば、視察を受けるところにもその数だけ対応する時間がかかるというところでございます。

あとは、議会の中だけではなくて行政の事業に対する視察なんかもございまして、これは当局側の担当部署との調整も必要になってきますので、それなりの調整の時間はかかるというところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（松本正幸君） 先ほど、鈴木議員から事務局体制について質疑があったものですから、それと体制として今の現状で本当に間に合っているのか無理をしてでもやっているのか、それとも時間外が多くなっているのか、そこら辺もあるものですから、ちょっと分析しながら要求をしていただくほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、それでまた基本的には議長が執行部のなんて見にやいかんだもんで、このやつでどうかなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 関連なんですけど、行政視察というのは議会の視察があるわけなんですけど、ちょっと感じていることは、オンラインの会議というんですか、これが私はもっとすごい進むのかなと思っていたんですが、あまり進んでいないような気がするんですが、そういう申し入れでこちら側からの提案だとか、あまり進んでいないような気がするんですが、その辺の状況はどうなんですか。

○委員長（西下敦基君） はい決算から外れてくるので、ちょっとあの決算のところは議会改革のほうなんですけど、ちょっと答えられれば、お願いします。

○（ 君） オンライン会議に関しましては、実はコロナが5類に移行した以降、本当にオンラインでの会議というのがほとんどなくなりました。というのは皆さん多分感じだと思うんですけどやはり視察その現場に行き物を見る百分は一見にしかずを実践をされるというのが基本で、それによって見聞きしたものがそれぞれの議員の皆さんの知識になるというふうに感じ取られるのかなというふうに思います。

確かにオンライン会議でやれば費用も時間もかからずに済むというのは現実かと思います。そういったものではないところで計り知れない知識の吸収というものが実際の現場に行きということを経験する多くの自治体の方も思われているのではないかと思います。菊川市議会においても、やはり現場に行きいろいろなものを見聞きする、これによって知識、それに対して菊川市においてどういったことをやっていこうというのが皆さんの肥やしになっていくというふうにも思いますので、これからまだそういった視察に関しては伸びていくのかなというふうに思っています。視察とオンライン会議に関してもこれもいわゆるデジタル庁が進めている一つでもありますので、そこについてはちゃんと環境が整えているのは必要でございますので、できる限りそういったものも取り入れていくべきだというふうには考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。ついでに済みません。定員管理のところなんですけど、他市町より1名少ないということで、ここの局長ですね一生懸命仕事をされて、局長の職員より会の職員の仕事もされているような気がするんです。定員会議の部分で、そういう議会事務局から総務部への申告というか依頼というか定員の見直し、というのは出しているんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合局長。

○**議会事務局長（落合和之君）** 議会事務局から総務部等に対しての人員等の要望に関しては、基本的には組織の要望というものが年に1回ございます。そこに関して人的な要望も出しているものがあります。それからもう1つは直接という形はならないんですが、それぞれの職員の勤務状況とかを見る中で判断をしていただいている部分もございまして、そこで事務料、個々の事務、それから組織としての事務量的なものを勘案しながら事務分担のほうは総務課のほうにはお伝えをさせていただいているという状況であります。私自身の仕事の取組についてはこれがいいのかどうなのか分からないですけど、どちらかという自分を実際のやることを見ながら相談させていただきながらやっていくというのがスタイルだもんで、どうしても局長がやるべきところなのかどうなのかということはよく言われることもありますけども、そこは自分でスタッフとしてやっているという状況でございます。そんなに今私自身は負担を感じているというところはございませんので、そこは大丈夫かと思います。

以上です。

○**委員長（西下敦基君）** 答弁が終わりました。よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○ 以上で議会事務局の決算審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。

それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。議会事務局の件で御意見のある方挙手で発言をお願いします。16番。

○**16番（横山隆一君）** 昨年、あの議案一体の原則で議会改革をしているということで提案をさせていただいて、特に議案一体の原則ということになると総括質疑というのが一番主になるわけですが、もう大分前から私が提案をしていってなかなか形になっていないという私としてはちょっと不満です。ぜひ今日の審議でもそうですけども、やはり一つ一つの事業の評価そのものが皆さん方もたくさん質疑が出されたりできているわけですけども、今言う菊川市における全体の財政ですね財政記述が一番できているかというところが一番重要なところなんですが、その議論がほとんど行われていないこれが問題だなというふうに思います。

それと、それに関連づけて、5年度は違うのではないかもしれませんが事業評価の話に出てきましたけども、やはり原則に沿った議会をまずつくるところをできていないということが私は一番問題だなと思います。何か意見があればお聞きしたいと思いますが。

○**7番（西下敦基君）** 御意見があれば議会事務局のことで、予算と決算に関して、ちょっと自分から情報発信のことで、フェイスブックも始めてっていうので結局議会だよりも発行して

たりとかして、一応努力しているけどあまり興味を持ってもらえないのかなっていうのが、ただフォロワーが結構400人、472人まで行っているってことで、いいねを見ると30、40しかついてなかったりとかするので、フォロワーはそこまで本当にいたのかなっていうのがちょっと疑問に思ったので、誰がフォロワーになってるかちょっと分析が必要だったかなと思うことと、やっぱ一般の方がなるべくフォロワーになってくれて、議会こんなふうに動いているんだって分かってもらえればありがたいんですけど、ただ一般の人から見て面白いとは思えないと思うんですよ。予定とか一般質問しましたとかっていうあれになるので、もう少し市民が聞いて、あ、議会こんなことやってるんだって食いつけるようなものになっていけばなと思いますちょっとプレゼント企画をやってみるとか、何かそういったのを議会の興味を持ってもらえることも必要なかなと私はちょっと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 12番。

○16番（横山隆一君） 予算にも、決算に基づいたことっていう、16番ですけど、今言う情報発信が、やっぱりこのフォロワーを生むっていうところもありますがやはり議会が市民の皆さんの中になかなか浸透していかないっていうかねそういった課題っていうのはずっとあるわけですよ。その一つとしてやっぱり政務活動費っていうのはあると思うんですよね。やはり今会派に対して政務活動費が支給されていますのでそういった情報発信が生活の中できていない。ですから、個々の議員が例えばチラシであるとか、折り込みであるとかですねすればかなりのボリュームになって情報発信ができるというふうに私は思うんですけど、これはなされていないというのが情報発信、議会が理解されない原因の一つになっているなというのは私はすごく感じます。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかに御意見があれば関連で。なければ関連でないことでも。14番。

○14番（松本正幸君） ただいま議会事務局の審査を行ったんですけれども、この中に質疑のほうで、雇用者の管理といわゆる議会会議事それから議会情報発信と議会研修、こういったものが質疑だったんですけれども、実質的にまず事務局体制の面からはっきり言うと基本的にこういうケースがあったんです。議長車の運転業務、これが、先ほど説明があったんですけれども事務局長が70%、7割を占めている。議会運営委員会が開催をされているときに、基本的に運転業務で議長と出張してしまった。そういうことがあったんです。それは、なぜ事務局長が基本的に、その会議へ出張しなくてはならない理由の会議であるなら、分かり

ます。そういうことがあったもんですから、やっぱり業務の補完までのやるというか、こういったものを基本的に議長が乗っているんだもんで、基本的に議会運営の必要性を感じてもらいたかったですよ本来。そういった点がありましてね、その議会運営そのものがあまり効果のない運営委員会になってしまったという点もあるもんですから、その辺はやっぱり議長が一緒に行ってどうかっていう判断はやっぱりすべきじゃないかなと思うんですね。若い人に行ってもらうよ、そんじゃあということで。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 挙手によって発言をお願いします。

○14番（松本正幸君） やっぱり先ほど言ったように、外部からの受入れの関係があるんですけれども、やっぱりこれは全議員が周知していないとまずいと思う。やっぱりこういう研修を受け入れますよ。例えば、担当で、いわゆる視察目的が議会改革についてであれば、その人が本来出席して説明しなくちゃいけないじゃん。そういうこともあるもんで、皆さんそういうことが理解していない。そういうことは絶対まずいことだと思うもんで、やっぱりそういった面に関しては周知する全議員に、研修の関係については、そういうふうに思っていますので、それぐらいでやめます。

○委員長（西下敦基君） ほかに意見のある方あれば、決算について。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。先ほど事務局長からもありましたけれども、よその市と比べると事務局員自体がこう最低でも1名は少ないのと、こんな感じがしていますので、その負担のしわ寄せみたいなどころがある程度あるんじゃないかということと、まあ一昨年のときは新しく3名ぐらいが入れた3名ぐらい新人がおられたということで、その教育っていうようなこともあったり、非常に大変な部分もあったんですが、この交代の点につきましては、よほどその次の年のことを考えるというような形の中で、経験者に順々残ってやらせていただくというような形にしたほうがいいのかと。総体量としては1名足りないというような感じは受けます。

それから菊川市議会のこのいろいろ外部の広報の関係といいますか、視察等で来られる、そのプロジェクターの記載事項のやつがこれ載っているんですけど、皆さんこれ一回見たことがあるかどうかっていうのが非常に今年度新しくなってくるわけですけどね、そこら辺も含めましてですね視察研修に対する対応の基本的なこととかがあっていうのも、来年度新しく多分選挙で入れ替わるような形になりますので、そこではしっかりと議会の面会の活動を通した報告が載っていますのでそこら辺を見ていただくっていうのが必要じゃないのかなという。

○委員長（西下敦基君） ほかに御意見のある方。6番。

○6番（須藤有紀君） 今松本委員と山下委員がおっしゃったところでなんですけれども、行政視察のところちょっと外れますか、行政視察のところ本当に周知が、一番多いのが議会改革で、その次に議会報告会と議会だよりっていうふうな答弁が局長からあったんですけど、議会だより委員長として視察対応をしたのはなくて、昨年度、多分別の方が代弁して議会だよりのほう対応されているんじゃないかなと。その過程で委員会で決まったこともちょっとこれは自分の意思とそぐわないっていうことでひっくり返すっていう事例がございまして、ちょっと不都合が生じたことはありました。なので、松本議員がおっしゃったように、本当に、こういった内容で行政視察に来られるのかっていうところの全議員への周知と必要な委員長にはちょっと声をかけていただきたいなっていうのは本当に切に思います。ICTのところはICT推進委員会のほうでもう一度検討が必要だと思うんですけども、事務局の事務量が非常に多いっていうところで進めることが難しいっていうようなお答えを昨年度もいただいております、ちょっと議員と議会事務局の役割分担のところと、どうやってICTを使った広報を進めていくのかっていうところを委員会内でもう一度検討して、事務局と議員との負担を考えていく必要があるんじゃないかなというのは感じました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに御意見のある方は。いつにも増して議会事務局の意見が分かったかなと思うんですけど。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 以上で、議会事務局の決算審査を終了します。これで報告書を作らせていただくんですけど、先ほどは済みません。企画財政部の中で、会計課も含めた自由討議をしなきゃいけなかったんですけど、その部分ちょっと触れてなかったのも、もしその部分で自由討議がある方がいれば今お願いしたいなと思います。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項4目の会計管理総務費のところ、不備調書のところで、給付額が一番多いというところで答弁があったと思うんですけども不備調書の割合が全体だと4.28%に対して給付額が28.7%ということで、平均からしても7倍ほどになっていまして、ちょっと学校事務での書類が多いんだと思うということで理由を述べてらっしゃったんですけども、学校事務というよりも平均を7倍も上回っているから、そもそもの体質の部分があるんじゃないかなというのを感じました。ちょっとこの不備割合が非常に高いので注意をされているということなんですけれども、教育部の下部の意識改革が必

要なんじゃないかなというのは感じました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） これに関して御意見があれば。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ会計課の中で話があればとは思いますが。とりあえず会計課の自由討議は今意見があったということで、これで企画財政部の中で行ったということ。

以上で本日予定していました審査は全て終了しました。坪井委員、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（坪井仲治君） お疲れさまでした。今日1日目ということで、結局おして5分遅れになっちゃいましたけど、またここから3日間でございますので最終的には事業評価等々もでございますので、あと3日間よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 次回は、明日9月10日の火曜日9時からということでここでまたありますのでお集まりください。一度これをもって散会とさせていただきます。お疲れさまです。

○書記（瀬々 君） それでは互礼をもって終了いたします。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後 4時46分